

【 第5回櫛引地域審議会 配布資料一覧 】

平成 26 年 1 月 22 日

【事前配布資料】

- ・会議次第（出席者名簿付）
- ・第4回櫛引地域審議会会議録
- ・資料1：鶴岡市総合計画後期基本計画（素案）
- ・資料2：鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表
- ・資料3：資料 1 総合計画後期基本計画 P9～櫛引地域再掲
- ・資料4：櫛引地域振興計画(案)(たたき台)

【当日配布資料】

- ・席 表
- ・資料4：櫛引地域振興計画(案)(たたき台) 差替え

平成25年度 第5回 櫛引地域審議会

日 時 平成26年1月22日(水)

午後1時30分開会

場 所 櫛引公民館多目的ホール

一 次 第 一

○新委員2名への辞令交付 遠藤 勉 氏 堀内 葉子 氏

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 鶴岡市総合計画後期基本計画の策定について

資料1

資料2

(2) 櫛引地域振興計画の策定について

資料3

資料4

(3) その他

4 そ の 他

5 閉 会

櫛引地域審議会委員名簿

260122第5回

No.	所属団体名等	役職名または職業	氏名	備考
1	櫛引区長会	会長	渡部 俊美	会長
2	櫛引地域婦人会	会長	斎藤 ゆう子	副会長
3	櫛引自治公民館連絡協議会	副会長	小野寺 雄司	
4	鶴岡市黒川地区農業村落振興会	会長	秋山 文雄	
5	庄内たがわ農業協同組合	理事	成田 新一	
6	株式会社産直あぐり	取締役	上野 重和	
7	出羽商工会櫛引支部	代表理事	渡会 昇	
8	櫛引観光協会	会長	澤川 宏一	
9	櫛引地区民生児童委員協議会	会長	遠藤 勉	H26.1.22～
10	櫛引地域保健福祉推進委員会	会長	堀内 葉子	H26.1.22～
11	櫛引地区PTA連合会	会長	工藤 治樹	
12	鶴岡市櫛引体育協会	会長	佐久間 忠勝	欠席
13	荘内加藤清正公忠廣公遺蹟顕彰会	会長	松浦 安雄	
14	鶴岡市老人クラブ連合会 櫛引支部	支部長	今野 慎太郎	
15	鶴岡市消防団櫛引方面隊	隊長	伊藤 信	
16	(松根塾・塾長)	大学非常勤講師	成田 勇	
17	(ふるさとむら宝谷運営管理組合・組合長)	農業	森 薫	
18	(農家民宿権太郎主宰)	農業	齋藤 美恵	
19	(鶴岡市消防団女性消防隊・隊長)	農業	清和 ふみ子	
20	(今野亨建築設計室)	建築士	今野 亨	欠席

※委員任期:(平成24年7月1日)～平成26年6月30日

市職員出席者名簿

260122第5回

No.	役職名	氏名	備考
1	櫛引庁舎支所長	佐藤孝朗	
2	総務企画課長	今野勝吉	
3	総務企画課主幹	菊地ゆかり	
4	市民福祉課長	本間俊司	
5	産業課長	佐藤浩	
6	総務部南部税務事務室長	工藤幸雄	
7	建設部南部建設事務室長	佐藤正明	
8	企画部企画調整課 専門員	池田勝人	
9	企画部地域振興課 専門員	前田哲佳	
10	櫛引庁舎 総務企画課 主査	前森淳子	
11	総務企画課 主査	菅原正一	
12	総務企画課 専門員	大宮将義	
13	総務企画課 主任	梅津一成	
14	総務企画課 主任	佐藤文博	

会長席

齋藤ゆう子
小野寺雄司
秋山文雄
成田新一
上野重和
渡会昇
澤川宏一
遠藤勉
堀内葉子

工藤治樹
松浦安雄
今野慎太郎
伊藤信
成田勇
森 薫
齋藤美恵
清和ふみ子

南部 税務 事務 室長	産業 課長	市民 福祉 課長	支所 長	総務 企画 課長	総務 企画 課主幹	企画 調整 課	南部 建設 事務 室長
----------------------	----------	----------------	---------	----------------	-----------------	---------------	----------------------

傍聴席

地域 振興 課		庁舎 総務 企画 課
---------------	--	---------------------

受付

鶴岡市総合計画後期基本計画（素案）

鶴 岡 市

目 次

1	計画の策定趣旨と構成等	1
2	本市を取り巻く状況	2
3	鶴岡の未来を創造する成長戦略	4
4	地域振興のビジョンに基づく施策	7
5	計画の推進のために	13
6	分野別の施策	14
第1章		14
第2章		23
第3章		32
第4章		40
第5章		48
第6章		54

1 計画の策定趣旨と構成等

(1) 計画の策定趣旨

平成 17 年 10 月 1 日に 6 市町村の合併により誕生した鶴岡市は、平成 21 年 1 月に「人 暮らし 自然 みんないきいき 心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡」をめざす都市像とする「生命いきいき文化都市創造プラン 鶴岡市総合計画」を策定しました。この総合計画は基本構想と基本計画から構成されており、基本計画については必要に応じ 5 年をめぐり見直すこととしています。

本市では今、少子化などの自然減を主要因とする人口の減少が顕著に進行しています。そして、そのことが産業や社会福祉などの市民の生産活動や日常生活にどのような影響を与えるか、なかなか見通せない状況にあるなか、地域社会の維持・存続そのものにも大きな懸念が生じています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災とそれに伴う巨大津波は、多くの人命と財産を喪失させ、あわせて発生した福島原子力発電所の事故は、エネルギー政策はもとより、多くの人の暮らしや産業面など、多方面に渡り甚大な影響を及ぼしています。不測の大規模災害に備えるため、防災対策の強化を図り、市民の生命・財産を守る体制をしっかりと構築するとともに、市民の暮らしを守る安全安心なエネルギーを安定的に確保していくことなどが必要とされています。

さらに、経済雇用環境についても依然として厳しい状況にあり、特に安定して働く場の確保は、若者の地元への定着や市民生活の安定に直結するものであることから、極めて重要な課題となっています。

こうした社会情勢の変化に中長期的な視点で適切に対応するため、地域の実態、課題等の把握に努め、各種施策を的確に推進することが必要であり、このたびこれまでの基本計画を見直し、後期基本計画を策定いたしました。

(2) 総合計画の構成と計画期間

鶴岡市総合計画は、基本構想と基本計画で構成し、各種施策の実施にあたっては実施計画を策定しながら、これに基づき推進します。

① 基本構想

基本構想においては、鶴岡市のめざす都市像を掲げ、まちづくりの基本方針を示すとともに、各々の施策の大綱と計画を推進するにあたっての方針を示しています。基本構想の計画期間は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間としています。

② 基本計画

基本計画においては、①の基本構想に基づき、各分野において行う施策の方向性と主要な施策等を示しています。平成 25 年度に見直した基本計画を後期基本計画とし、その計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

③ 実施計画

実施計画においては、施策の実施にあたり、諸情勢の変化や地域の実情に照らし合わせて課題を捉え直し、必要に応じて施策を見直しながら、毎年度向こう 3 年間に進めていくべき主な施策を示します。

2 本市を取り巻く状況

(1) 少子高齢化を伴う人口減少の進行

日本の総人口は、平成 22 年国勢調査において 1 億 2,805 万人と発表され、前回調査時の平成 17 年からわずか 0.2%の増となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると今後日本の人口は減少する見通しであり、平成 52 年（2040 年）の総人口は、すべての都道府県で平成 22 年を下回り、平成 72 年（2060 年）では 8,674 万人までに減少するとされています。

本市においても合併以降、人口の減少が続いており、平成 17 年国勢調査で 142,384 人だった人口は、平成 22 年では 136,623 人となっています。同研究所の本市の将来推計人口は、平成 32 年（2020 年）で 122,805 人、平成 42 年（2030 年）で 108,296 人、そして平成 52 年（2040 年）には 94,090 人までに減少するとされています。また、平成 52 年（2040 年）の人口割合についても年少人口（0-14 歳）9.9%、生産年齢人口（15-64 歳）49.9%、老年人口（65 歳以上）40.2%と予測されており、平成 22 年国勢調査の年少人口 12.8%、生産年齢人口 58.3%、老年人口 28.7%と比較し、少子高齢化が進行することが見通されています。

合計特殊出生率についても、平成 24 年で 1.46 となっており、人口維持の目安とされる 2.07 とはかなり乖離しています。

人口構造の変化や人口の減少は、経済や産業、社会保障制度など社会全体に大きな影響を与えるとともに、地域コミュニティの崩壊や地域活力の低下、さらには税収減による行政サービスの低下などにつながる懸念があり、本市においてもその対策は大きな課題となっています。

(2) 地域経済・雇用情勢の低迷

平成 20 年秋のリーマンショックは、100 年に一度の経済危機と言われる世界同時不況をもたらしました。日本経済においては、円高とデフレの悪循環もあって、いわゆる産業空洞化が進む中で、平成 23 年 3 月には東日本大震災とそれに伴う原発事故が発生し、欧州政府の債務危機などとあわせ、内外の様々なショックに見舞われました。

その後、平成 24 年 12 月に第 2 次安倍内閣が発足すると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略からなる「三本の矢」を掲げ、「アベノミクス」といわれるデフレと円高からの脱却をめざした経済政策のもと、過度な円高の動きが修正されはじめており、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、今後の景気の回復が期待されています。

鶴岡地区の雇用情勢について見ると、有効求人倍率が平成 21 年度（平均）に 0.45 を記録して以降、徐々に回復傾向が見られ、平成 24 年度には一時的に 1 倍を超えるなど、明るい兆しも見受けられます。しかし、求人の内容を見ると希望する職種が少ない、あるいは非正規雇用・パートの割合が高いといった実態もあり、加えて本市の大手企業の国内生産拠点の再編の動きが見られるなど、地域の雇用状況は依然として厳しいものがあり、中長期的な観点から安定した雇用を創出・確保する取組みを進めていく必要があります。

また、若者の雇用対策は、若者が地域に定住することに直結するものであり、先に述べた少子化の問題とも密接に関係することから、そうした観点からも一層重要な課題となっています。

(3) 自然災害に対する不安の高まり

東日本大震災の発生により、多くの人々が生活に甚大な影響を受け、さらに原子力発電所の事故により放射性物質が拡散し、生活の基盤である住居や仕事の喪失のほか、健康や産業への影響など、その被害は広範かつ長期に渡る見通しとなっています。

そうした大震災ばかりでなく、近年ではこれまでに経験したことのない集中豪雨や爆弾低気圧と呼ばれる暴風雨、それらに伴う土砂災害、さらには竜巻なども発生しており、異常気象による被害の増加が懸念されています。集中豪雨による冠水被害や、暴風雨による農業用ハウスの倒壊など、本市においても被害が発生しており、そうした自然災害から安全・安心な暮らしを守るまちづくりの推進が求められています。

また、大震災により日本のエネルギー供給体制の脆弱性も露呈しており、災害時に備えた安全・安心で安定的なエネルギーの確保も求められています。

今後、大震災や異常気象などの自然災害に強いまちづくりを推進するため、ハード・ソフト両面での取り組みが必要となっています。

(4) 地球環境・資源の制約の高まり

地球温暖化の防止は、人類が直面する共通課題になっており、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、二酸化炭素排出の原因になっている化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換、省エネルギーなどに関する技術開発や普及、森林の育成・保全などによる二酸化炭素の吸収・固定など、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国のエネルギー政策においては、原発を巡る動向などに、今なお不透明な部分がありますが、現状としては中心的発電を火力発電にシフトし、エネルギーの必要量の確保が図られています。しかしながら、地球温暖化の問題や輸入に頼る化石燃料の安全保障の問題、国外への富の流出といったような課題もあり、国では環境・エネルギー分野を主要な成長分野と位置付け、市場と雇用の創出に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入拡大といっそうの省エネルギーに取り組むこととしています。

また、原油や希少金属、水資源などの天然資源の確保は先進各国における重要な課題となっており、低炭素化や天然資源の適切な利用も背景として、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会から資源が循環していく社会への転換が求められています。

本市においても木質バイオマスの活用や小規模水力発電の推進など、地域の資源や特性を生かし、低炭素社会の形成、資源循環型社会への転換に向けた取り組みに力を入れていく必要があります。

3 鶴岡の未来を創造する成長戦略 ～鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくりの推進～

本市は、庄内藩の城下町として栄え、学問や文化、伝統を重んじる気風が現在まで脈々と息づいています。しかし、地域の現状は少子高齢化が進行するなか、人口は減少傾向にあり、地域活力の低下や地域コミュニティの崩壊といったことが懸念されるとともに、全国的なデフレ傾向の中、地域経済は低迷し、安定した雇用の場や若者が生きがいを持って働ける場が少ないといった状況も見られます。

地域経済の活性化や若年層の定着、まちづくりが大きな課題となっている今、行政だけの力では十分な行政サービスの提供が難しくなっている面もあり、市民、地域、行政が協調、協力し、地域の再生に取り組んでいくことが求められています。

そこで、本市では「ルネサンス（再生）」という考え方を重視しながら、地域の総合力を発揮することで、持続可能な希望あふれる鶴岡市を市民とともに構築していくことをめざします。これを「鶴岡ルネサンス宣言」として本市の未来を創造する成長戦略に据え、以下に掲げる文化都市宣言に基づく施策を後期基本計画の中核的取組みとして推進します。

(1) 地場の可能性をのばす「創造文化都市」

本市にある様々な地場の資源を生かして、産業や文化を中心とする本市の可能性を伸ばしていきます。

本市の農業は、知的な工夫を積み重ね、多様で良質な作物を生産し、豊かな食文化を育んできました。そうした農業をはじめとする農林水産業は本市の基幹産業であり、その振興を基盤としながら、農商工観連携、産学官連携による農林水産業の6次産業化を推進し、地域産業や中心市街地の活性化と雇用の創出を図ります。

○主な施策

- ・若年層の定着等につながる雇用対策の推進
- ・食文化創造都市の推進
- ・鶴岡シルクのブランド化の推進
- ・市民の多様な文化活動を支える拠点施設「新文化会館」の整備
- ・農商工観連携、産学官連携による農林水産業の6次産業化の推進
- ・中心市街地の活性化
- ・地産地消、環境保全型農業の推進

(2) 人と人の繋がりから交流人口を拡大する「観光文化都市」

人と人とのつながりを大切にして集客・交流の拡大を図ります。

豊富な観光資源を一層生かしながら地域産業の活性化を図っていくために、高速交通ネットワークを活用しながら、温泉地の活性化の取り組みやグリーンツーリズムなどの新しい観光の振興を推進します。

○主な施策

- ・ 高速交通ネットワークの整備促進とそれを生かした観光誘客の推進
- ・ 加茂水族館「クラゲドリーム館」の利用促進を通じた交流人口の拡大
- ・ 温泉街や宿坊街の魅力の向上と賑わいの創出
- ・ 広域連携を生かした観光振興
- ・ 観光誘客につながる効果的な観光情報の発信
- ・ インバウンド観光の推進
- ・ 着地型、滞在型、体験型等の新しい観点からの観光振興

(3) 知を活かす「学術文化都市」

高等教育機関の集積を本市の戦略的資源として地域振興に生かし、新時代における都市の品格を高めます。

慶應義塾大学先端生命科学研究soの世界最先端の研究開発を一層促進しながら、バイオ関連産業や研究機関の集積を図るとともに、山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校及び東北公益文科大学大学院の本市高等教育機関と地域産業との連携を進め、バイオクラスターの形成を促進します。また、学術会議や各種講演会等の積極的な誘致を図ります。

○主な施策

- ・ 慶應先端研の世界最先端の研究開発の促進
- ・ バイオを核とした高度な産業集積の促進
- ・ がん研究を生かした健康・医療地域づくりの推進
- ・ 生命科学の若い人材の育成と誘致
- ・ 山大農学部及び鶴岡高専との地域産学官連携による施策の推進
- ・ 高等教育機関の連携

(4) 暮らす環境を整える「安心文化都市」

市民一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らせる環境を整えます。

本市の少子化の実態を踏まえ、結婚活動への支援や子育て支援などの少子化対策に積極的に取り組むとともに、医療、福祉体制の充実、健康診断受診率全国一をめざす取組み、地域コミュニティの活性化につながる取組みなどを推進します。

○主な施策

- ・結婚活動支援、子育て支援、母子の健康・医療の充実等による少子化対策の推進
- ・自然災害に強いまちづくりの推進
- ・地域コミュニティ活性化の推進
- ・健診受診率日本一をめざした施策の推進
- ・空き家の適正管理と有効活用
- ・荘内病院の機能充実
- ・公共交通輸送対策の推進

(5) 自然と共に生きる「森林文化都市」

恵まれた自然を生かし、自然と共に生きる地域づくりを推進します。

本市は、東北一広い面積を有し、豊富な森林資源に恵まれています。その恵まれた森林を生かし、公共施設への地場産材の利用促進や森林のなかでの子どもの育成などに取り組むとともに、木質バイオマスの活用や小規模水力発電などの再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

○主な施策

- ・庄内自然博物館構想の推進
- ・森に親しむ機会の創出
- ・地域産材の利用促進
- ・持続可能な森林経営基盤の整備
- ・森林のなかでの子どもの育成
- ・再生可能エネルギーの導入拡大
- ・過疎地域の活性化

4 地域振興のビジョンに基づく施策

本市は、社会経済情勢の大きな変革の中、明るい新時代をひらいていくため、平成17年に6市町村が合併し、誕生しました。その結果、全国有数の広大な面積を持ち、自然や歴史、文化面などにおいて、豊富で多様な地域資源を有する市となりました。

一方で、合併後に中心部のみに機能が集積し、周辺部が活力を失くしていくのではないかとということが懸念されたことから、平成19年度には旧町村地域の振興を図ることを目的に、藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海の5地域において「地域振興ビジョン」を策定しました。

今後も各地域の資源をより一層高度に活用し、地域の振興を図っていくとともに、各地域の実態を踏まえ、合併後もそれぞれの生活が守られ、安心して暮らせるよう、また明るい希望を持てる地域社会を実現するため、所要の施策を講じていく必要があります。

市町村合併の理念である「多様性の発揮」を実現するため、引き続きそれぞれの地域の持つ特性を最大限に生かした個性豊かな地域づくりを進め、真にいきいきと暮らし続けることができる活力に満ちた豊かな地域社会をめざします。

(1) 藤島地域

○地域振興の方向

藤島地域には多くの農業関係機関が集積し、歴史的にも庄内農業の中心的役割を担ってきた地域です。また、合併前から地域の主要な産業である農業を核とした「人と環境にやさしいまちづくり」を基本理念に、エコタウンプロジェクトを推進し、持続可能な循環型社会をめざしてきました。今後も、農業関連資源を生かした地域振興を積極的に進めるとともに、引き続き、エコタウンプロジェクトの推進を図ります。

また、これまでまちづくりに活用してきた「ふじ」や伝統芸能である「獅子踊り」など、地域が育んできた貴重な地域資源を次世代にしっかりと継承し、有効に活用することにより、市内外の交流の拡大を図り、地域の振興が図られるよう努めます。

1) 農業関連資源を生かした地域振興の実現

○施策の方向

藤島元町地域に集積する農業関連施設やエコタウンの取組みなど、庄内農業の中心である藤島の魅力を積極的に発信し、農業を基幹産業とする藤島地域の振興、活性化を推進します。また、地域住民、特に子どもたちに庄内農業の未来や魅力に関心を持たせ、地域への誇りと愛着を育む施策を推進します。

○主な施策

- ・人と環境にやさしい農業の推進
- ・米作りがさかんな庄内農業の中心である藤島の情報発信
- ・地域の未来を担う子どもへの食農教育などを通じたふるさと意識の醸成
- ・庄内農業高等学校と地域との連携推進

2) ふじの里づくりの推進

○施策の方向

ふじにこだわった歴史公園の整備やふじの里づくりの推進など、地域資源、特性等を生かした取組みを一層発展させながら、地域住民が誇りと愛着をもって暮らしていける地域づくりと、活力あるまちづくりを推進します。

また、伝統芸能の継承は、地域に誇りと愛着をもたらし、地域コミュニティにおける人と人とのつながりを保つなど、その果たす効果は大きいことから、伝統芸能を育成し、地域コミュニティづくりにつなげていきます。

○主な施策

- ・ 歴史公園を活用した藤島地域の魅力発信
- ・ 住民協働による適正な維持管理の推進
- ・ 伝統芸能の育成と地域コミュニティづくり

(2) 羽黒地域

○地域振興の方向

羽黒地域は、出羽三山の信仰文化とそれに伴う歴史文化遺産、門前集落の街並や松ヶ岡開墾場など価値の高い歴史的景観を有し、また、月山山麓に広がる中山間地は豊かな農村環境に恵まれています。さらに映画をテーマにした新たな観光拠点がつくられるなど、観光と農業を基軸とした地域の発展が見込まれており、観光、中山間地の資源活用を通して交流人口の増加による地域の振興を図ります。

1) 観光の振興

○施策の方向

手向宿坊街の修景整備や精進料理プロジェクトへの支援など手向門前町の魅力向上を推進します。松ヶ岡開墾場については、地域の振興団体へ支援を行い蚕室等の保存整備を推進し有効活用を図ります。また、映画を活用した誘客、既存の観光施設の連携による周遊型の観光誘客施策を強化するなど、これらの観光振興を市民との協働で進めます。

○主な施策

- ・ 出羽三山・修験の里再生による歴史文化の継承と発信
- ・ 松ヶ岡開墾場の歴史的環境保存活用による地域活性化
- ・ 映画ロケ支援等観光連携による周遊・滞在型観光ルートの整備

2) 農業の振興

○施策の方向

中山間地域の耕作放棄地を再生、活用し、農業体験を通じた都市交流の活性化や特産品づくりへ

の支援を行います。

○主な施策

- ・条件不利地、遊休農地の再生と活用
- ・都市と農村の交流の推進による地域活性化
- ・園芸作物の産地強化による振興

(3) 櫛引地域

○地域振興の方向

櫛引地域は、農業を主要な産業とし、なかでも果樹生産にあつては庄内でも有数の産地になっており、豊かな農業資源や歴史文化資源の集積があります。これらの地域資源を生かした地域振興を図るため、フルーツの里づくり、グリーン・ツーリズムと観光の推進、歴史・文化の里整備を地域振興の三つの柱として、各種振興策を一体的に推進します。

1) フルーツの里づくり

○施策の方向

櫛引地域は農業を主要な産業としており、当地域の特色でもある果樹生産振興分野において、本市にあつて先駆的な役割を果たします。

○主な施策

- ・果樹生産基盤の施設等整備に係る支援
- ・フルーツの里ブランド化の推進
- ・観光果樹園の拡大とネットワーク化
- ・果樹栽培農家の後継者対策としての樹園地流動化の取組み

2) グリーン・ツーリズムと観光の推進

○施策の方向

櫛引地域では、農業体験を取り入れた修学旅行の受入れや農家民宿を行っているほか、産直や観光果樹園、自然や歴史文化などの地域資源があります。それらを有機的に組み合わせ、活用しながら交流人口を拡大するなど、グリーン・ツーリズムと観光を一体的に推進します。

○主な施策

- ・都市農村交流による農業理解の促進と農産物等の販路拡大への取組み支援
- ・民宿村構想の促進支援
- ・援農ボランティアやワーキングホリデー、ファームステイ等多様な受入メニューの調査検討

3) 歴史・文化の里整備

○施策の方向

櫛引地域の宝でもある「黒川能」や「丸岡城跡史跡公園」をはじめ、各集落に伝承されている歴史文化資源の保存伝承や掘り起しなどを行いながら、地域に根ざした活動を推進し、郷土愛の育みや地域コミュニティの求心力の核にしていきます。また、それらを魅力ある地域資源として活用することで、交流人口の拡大を図ります。

○主な施策

- ・黒川能における有形・無形の文化財としての価値の継承支援
- ・丸岡城跡と加藤清正・忠廣ゆかりの歴史遺産継承の取組みによる交流人口の拡大
- ・魅力ある地域資源を地域全体で活用した賑わい創出支援

(4) 朝日地域

○地域振興の方向

朝日地域の資源は、美しく豊かな自然、森林の恵み・山郷の生活文化であり、月山ワインに代表される特産品は森林の恵みと住民の知恵の結晶です。

自然環境を保全しながら農林業の振興を図るとともに、壮大な自然を活用した自然体験学習プログラムの開発・提供により心と体の健康や癒しの場をつくります。

また、定住対策として、地域コミュニティの維持や生活環境の整備を図ります。

1) 山の恵みを生かした複合農業の推進

○施策の方向

地域の特産品である月山ワインの消費拡大と、加工品の開発による山ぶどうの安定生産をめざすとともに、特用林産物等の生産、加工、開発と販路の確立のための仕組みづくりを研究します。

また、豊富な森林資源などの再生可能エネルギーを活用するための基盤づくりを推進します。

○主な施策

- ・山ぶどう加工品開発の促進
- ・「山の恵み」産地化の促進
- ・再生可能エネルギーを活用するための基盤づくり

2) 山村生活文化の継承による地域づくり

○施策の方向

住む人自身が山村生活の文化を理解し、継承することによって、交流や外部人材の誘致につなげ、自然・歴史・環境学習事業の展開を図り、森林文化都市の中核を担います。

また、集落自治機能を維持し、心豊かに生活できる地域づくりを推進します。

○主な施策

- ・六十里越街道「癒しと再生の道」づくり
- ・自然体験学習活動の推進
- ・観光資源の再生と活用

(5) 温海地域

○地域振興の方向

日本海東北自動車道（あつみ温泉 I C～鶴岡 J C T間）の開通や予定される日本海沿岸東北自動車道の全線開通、鼠ケ関 I C（仮称）の設置など社会基盤の整備による環境変化を的確に捉え、交流人口の拡大を図ります。また、豊かな自然と歴史が生み出す「温海かぶ」などの食文化、「しな織」などの伝統工芸、その他多様な資源を最大限に生かし、行政と住民が一体となりながら地域振興を図るとともに、資源維持のための後継者育成に取り組みます。

1) あつみ温泉の振興

○施策の方向

あつみ温泉は温海川沿いの「かじか通り」が整備され、日本海東北自動車道開通の効果もあり観光客は増加傾向にあります。この機を捉え、多様な旅行ニーズに対応するため、「そぞろ歩きが楽しいあつみ温泉のまちづくり」を目標に、温泉街の更なる魅力づくりと周辺環境の整備を推進するとともに、おもてなしの質を高めて観光客の増加を図ります。

○主な施策

- ・おもてなしの景観づくりの推進
- ・温泉周辺観光スポットの整備
- ・人材の育成（コーディネート機能の確立）

2) 海・水産業を生かした地域振興

○施策の方向

温海地域は、日本海に面し豊かな海洋資源に恵まれており、特に鼠ケ関は漁業やヨット、海水浴などの海洋レジャーの拠点となっています。この鼠ケ関を拠点として温海地域の新鮮な魚介類を広くPRし、漁業の振興を図るとともに、年間を通して海に親しむことができる海洋レジャー基地としての整備を推進し、交流人口の増加を図ります。

○主な施策

- ・新鮮な魚介類のPRとブランド化の推進
- ・水産加工品の研究開発
- ・海洋レジャー基地としての環境整備

3) 交流を核とした地域振興

○施策の方向

高速交通ネットワークの充実や旅行形態が団体型から個人型に変化し、旅行ニーズも多様化していることから、豊かな自然や歴史、伝統文化などあらゆる地域資源を活用し、農山漁村体験や海洋レジャーなどを通して交流人口の増加を図るとともに、各地区の多様な食文化や生活文化を有機的に連動させ、地産地消の推進や地域特産品の活用による農林水産業の活性化を図ります。

○主な施策

- ・ インターチェンジ周辺の土地利用の推進
- ・ 温海地域全体をフィールドとした体験プログラムの開発と指導者養成
- ・ 体験型・滞在型旅行や教育旅行の誘致に向けた環境整備とPR
- ・ 地域内連携による地産地消の推進
- ・ 温海かぶ、しな織等地域特産品の活用と育成

5 計画の推進のために

総合計画の推進のため、市民・地域・行政が互いの信頼を深め、まちづくりの基本的な方向性を共有しながら、協調・協力関係を構築するとともに、地域主権・地方分権など構造的な改革が進展するのに対応し、施策の自立的かつ効果的な実施に向けて行政機能の充実強化を図ります。

このような取組みを積極的に推進し、計画の実効性を高めるため、市民参画による計画推進のシステムを整え、効果的な施策が講じられるように配慮します。

(1) 市民・地域・行政の協調・協力による総合力の発揮

多様化する市民ニーズに適切に対応するため、市民、NPO、企業等の多様な主体が活躍していただく意義は大変大きく、また時代の要請でもあります。市民・地域・行政が互いに協調・協力し、総合力を発揮することで持続可能な希望あふれる鶴岡市を市民とともにつくります。

○主な施策

- ・車座ミーティングの開催など、市民の声を市政に反映する機会の創出
- ・鶴岡パートナーズの実施など、市民・地域・行政の協働のまちづくりの推進
- ・鶴岡まちづくり塾の実施など、若者の人材育成
- ・女性の視点や能力の活用

(2) 地方分権改革への対応と行財政改革の推進

国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするため、地方分権改革が進められています。

そのような中、本市は、新時代が求める行政ニーズに適切に対応するため、合併により効率的行政運営や財政基盤の強化を図ってきました。引き続き自主性・自立性の高い市政運営を一層推進するため、それを支える体制の構築や職員の資質向上を図るとともに、財政の健全性を維持し、総合計画の着実な推進が図られるよう、行財政改革を推進します。

○主な施策

- ・行財政改革の着実な推進
- ・中長期的、分野横断的に対応すべき課題の調査検討
- ・広域連携の推進による効率的かつ効果的な市政運営の実現
- ・庁舎機能の充実
- ・職員の資質向上

(3) 地域の実態を踏まえた国などへの提言要望

地方分権、地域主権が推進されるなか、市として地域の実態を踏まえながら具体的な制度・政策を積極的に国・県に対して提言・要望します。

6 分野別の施策

第1章

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

第1節 互いに顔が見える地域コミュニティづくり

(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成

○施策の方向

市民がまちづくりの主役として個性あふれ豊かさを実感できる地域社会を築くには、お互いに助け合う精神や良好な人間関係が大変重要であり、地域内でのお互いの関係が良好に築かれるよう、住民のコミュニティ意識の向上を図ります。

○主な施策

- ・コミュニティ意識の醸成や多様な世代による参加機会の創出
- ・地域と学校の連携推進や、防災活動はじめ地域活動への参加の促進

(2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり

○施策の方向

地域的な課題や狭い地域で対応の方が効果的な課題など身近な地域課題については地域住民が主体的に取り組んでいけるよう、活力ある組織体制づくりを推進します。

また、地域の各種団体が連携する場としての活動拠点の充実や住民への情報提供などにより、地域コミュニティ活動が行いやすい環境を整えます。

○主な施策

- ・地域の課題を把握し、共有する機会づくりの推進
- ・住民の能力を引出し、地域のなかで支え合える体制づくりを推進
- ・行政の持つノウハウや住民の学びを地域課題の解決に生かす体制づくりの推進
- ・活力ある組織づくりや地域課題に対応する取組みへの支援
- ・住民自治活動の拠点施設（コミュニティセンターや自治公民館等）の機能拡充
- ・互いに顔がわかるような関係と助け合いの仕組みを築く隣組単位の活動の推進

(3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成

○施策の方向

増加する地域の課題や住民ニーズに対応するためには、地域課題などに対応できる住民自治組織の強化が必要となることから、地域活動の担い手を確保します。

○主な施策

- ・ 経験豊富な高齢者と団塊の世代の人材活用の推進
- ・ NPO やボランティアなど多様な主体が参加できる仕組みづくりと、調整役となる人材の養成
- ・ 町内会長等住民自治組織の中核となる地域リーダーの育成
- ・ 時代の変化に応じた自治組織活動の見直しや負担軽減に向けた取組みの推進
- ・ 単位自治組織の機能を補完し、創造的な地域づくりを推進する広域的な組織づくりと支援

第2節 地域の防災・防犯力の強化

(1) 防災基盤の強化

○施策の方向

社会基盤をより災害に強いものに整備するとともに、災害時に迅速な応急対応が図られるよう、情報伝達手段、防災拠点施設や機能を充実し、また、的確な復旧対策が進められるよう関係機関、関係団体との協力体制を深め、防災基盤を強化します。

○主な施策

- ・ 建築物、道路、橋梁等の安全点検及び耐震化の推進並びに、治山や治水対策等の促進
- ・ 災害時の情報伝達手段の整備及び防災拠点機能の充実
- ・ ライフライン及び通信手段の確保並びに民間事業所等、関係行政機関及び近隣自治体等との協力体制の構築

(2) 地域防災力の確保

○施策の方向

小規模集落の増加、核家族化の進行、就労形態の多様化、生活の個別化などにより地域防災力の主な担い手になる成年層の住民の多くが日中不在となる状況にあり、平日における災害時の対応に支障が生じることが懸念されることから、地域内の防災活動の中核となる人材を確保

し、災害時の自主防災活動体制を整備します。また、身体障害者など災害時要援護者の避難を支援するため、災害時要援護者避難計画に基づき町内会や集落における救助体制などの整備を促進します。

また、高齢化、過疎化などにより地域の防災活動が困難な場合は、集落を超えた広域的な体制も必要と考えられるため、防災活動が機能できる地域コミュニティ組織体制を構築します。

○主な施策

- ・ 自主防災組織における中核的人材の確保及び育成の推進
- ・ 災害時に全ての住民が避難できるようにするための自主防災活動体制の構築に対する支援
- ・ 各種災害ハザードマップの作成による災害予防及び減災対策に関する情報の周知、並びに地域実態に即した避難支援個別計画の策定

(3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実

○施策の方向

自主防災活動が地域住民相互の助け合いの心とマンパワーを最大限に発揮できるようにするために、若年層や転入者などの参加の促進、消防団との連携の強化など多様な取組みを促進します。

また、住民の防災意識の向上と知識の普及を推進するとともに、自主防災組織が実施している防災訓練について、災害初期を想定した訓練に加え、避難所開設にともなう訓練を取り入れるなど内容の充実を図ります。

○主な施策

- ・ 自主防災組織が実施する防災訓練などの自主防災組織活動に対する支援

(4) 交通安全教育の推進

○施策の方向

子どもや高齢者を交通事故の被害から守るとともに、高齢ドライバーの増加に伴い高齢者が交通事故の加害者となる事例の増加が懸念されることから、交通安全意識の向上を図るための教育活動を推進します。

○主な施策

- ・ 学齢期前の子ども及び高齢者に対する交通安全教育の推進

(5) 地域の防犯体制の整備

○施策の方向

近年の犯罪は、地域的な見回り活動などでは対応できない、振り込め詐欺、悪質な訪問販売等、知能犯的な犯罪が増加傾向にあるなど、手口の多様化、犯罪行為の迅速化が進んでいることから、犯罪の変貌に対応した地域住民と防犯関係機関を結ぶ情報伝達網を構築し、防犯体制を整備します。

○主な施策

- ・地域の防犯活動の充実及び児童生徒の犯罪被害防止に向けた見守り活動などに対する支援
- ・高齢者の犯罪被害の防止に向けた防犯対策に関する情報の提供
- ・地域住民、防犯組織、警察及び行政の連携による、犯罪情報の迅速な周知や伝達体制の構築

第3節 消防・救急体制の強化

(1) 消防力の充実

○施策の方向

広大な市域のなか、地震や風水害など大規模な自然災害や火災から市民を守るため、消防防災施設などの整備により機動力を強化し消防力を充実します。

○主な施策

- ・社会環境が変化する中、複雑多様化する各種災害に即応できる消防施設等の計画的整備の推進
- ・消防防災活動等における関係機関との連携体制整備の推進

(2) 新たな住宅防火対策の推進

○施策の方向

住宅からの出火防止のため、火災予防広報活動を積極的に展開し、市民の防火・防災意識の高揚を図ります。

○主な施策

- ・住宅用火災警報器の設置促進
- ・防災品、住宅用消火器、安全調理器具の普及推進
- ・高齢者世帯等への防火訪問

(3) 救命救急体制の整備

○施策の方向

救急患者の救命率の向上を図るため、救急業務の高度化に対応した救急隊員の育成と広大な市域に対応した救急体制の整備を推進するとともに、市民による応急手当の技術を高めます。

○主な施策

- ・救急隊員教育の一層の推進と高度な車両・資機材の整備
- ・市民に対する応急手当の普及
- ・各種リーダーを対象に応急手当普及員の養成
- ・児童生徒や配送業者への応急手当講習の推進

(4) 消防団員の確保

○施策の方向

社会環境、就業構造の変化に伴う消防団員の減少を抑えるため、事業所からの消防団に対する一層の理解と協力を得られる環境を整備します。また、消防団員の多くはサラリーマン化し、日中の災害発生時において団員の確保が困難となっていることから、地域の協力体制の確立と魅力ある消防団づくりを推進します。

○主な施策

- ・消防団協力事業所表示制度の推進
- ・消防団活動協力員制度の充実と自主防災組織との連携
- ・魅力ある消防団づくりの推進

第4節 資源循環型社会の形成

(1) 新たな廃棄物処理施設の整備

○施策の方向

地域の生活環境はもとより、地球全体の環境保全を目指すなど、再生エネルギーの利用を拡大するため熱エネルギーの回収による発電等を考慮した新たな廃棄物処理施設を整備します。

○主な施策

- ・新たな廃棄物処理施設の整備計画の策定・整備の推進

(2) 資源循環型社会への転換

○施策の方向

生活環境や自然環境の保全、環境負荷の低減をめざし、市民、事業者、行政、研究機関等が協働して、省資源・省エネルギー型の市民生活や事業活動を持続可能な形で展開し、資源循環型社会を形成します。

○主な施策

- ・市民生活における大量消費、大量廃棄から資源循環型生活様式への転換推進
- ・事業活動に伴う環境負荷低減の促進
- ・地域環境保全向上のための技術開発や仕組みづくりの推進

(3) ごみ減量化・資源化の推進

○施策の方向

廃棄物の分別排出、収集、適正な処理を確保するとともに、処理施設の整備や維持管理のコスト低減を図るため、排出抑制、再使用、再資源化の3R（リデュース、リユース、リサイクル）事業を推進します。

○主な施策

- ・市民、事業者、行政の責務の明確化による廃棄物減量の推進
- ・廃棄物の適正な分別排出、収集、処理による資源化率向上と事業費低減化の推進
- ・市民、事業者によるリサイクル活動の推進と集団資源回収運動への支援
- ・廃棄物の再資源化、有効活用手法の研究
- ・し尿の排出量を的確に把握した適正な処理及び施設の維持管理
- ・廃棄物処理施設などの機能維持

(4) 地下水の保全・涵養と適正な利用

○施策の方向

地下水の保全・涵養を推進するとともに、水質汚染の防止を図りながら適正な利用を促進します。

○主な施策

- ・地盤沈下や水質汚染等の環境被害の未然防止
- ・地下水の適正な利用の働きかけ

第5節 エネルギーの地産地消の推進

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大

○施策の方向

東日本大震災とそれに伴う原発事故の発生を契機に、安全・安心で安定的なエネルギーを求める機運が高まりを見せています。

エネルギーの地産地消は、エネルギーを使うことで一方的に富が流出するこれまでの構造を転換し、地域に富を循環させることに貢献するとともに、災害時の対応にも生かされます。また、環境エネルギー分野は今後大きな成長が見込まれる産業分野とも言われており、本市の恵まれた自然環境や高等教育機関の集積など、地域の資源や特性を生かし、地域の産業振興や雇用の創出など、地域の活性化につながる再生可能エネルギーの導入を市民とともに推進します。

○主な施策

- ・地域エネルギービジョンの着実な推進
- ・地域振興につながる再生可能エネルギーの導入の促進
- ・小規模水力発電の推進
- ・木質バイオマスの活用の推進

(2) 省エネルギーの推進

○施策の方向

温室効果ガスの排出削減や原発事故以降の電力の供給不足により、エネルギー利用の効率化や削減等、省エネルギーの取組みが求められています。省エネルギーは、地域のエネルギー自給率の向上やエネルギーの安定確保につながるほか、エネルギー消費にかかるコストの抑制といった経済効果も期待されます。

多様な主体による幅広い省エネルギーに関する取組みを積極的に推進するとともに、省エネルギーに貢献する新しい技術による設備・機器等の導入を進めます。

○主な施策

- ・省エネルギーの取組みを促進する積極的な情報発信
- ・省エネルギーに貢献する新たな技術による設備、機器等の導入

(3) 多様な主体の参加と連携によるエネルギー関連施策の推進

○施策の方向

エネルギー関連施策を推進するため、産学官公民といった各主体の積極的な参加を促し、互いが持つ強みを有機的に連携させ、総合力を発揮できるようにするとともに、一人ひとりの意識を変えていくことも大切であることから、環境・エネルギーについて市民への普及啓発に努めます。

○主な施策

- ・多様な主体の連携による新たなエネルギー関連事業の掘り起こし
- ・市民への普及啓発活動や子どもへの環境エネルギー教育の推進

第6節 環境の美化・保全活動の推進

(1) 地球環境保全対策の推進

○施策の方向

地球温暖化防止対策をはじめとする地球環境保全のための取組みについて、各行政機関が率先することはもとより、市民、事業者の意識向上と普及を図り、地球温暖化対策のための推進体制の強化と国・県と連携した取組みを推進します。

○主な施策

- ・計画に基づいた市施設の温室効果ガスの排出量の削減
- ・地球温暖化対策推進体制の強化と市の支援
- ・国・県との連携による取組みの推進

(2) 自然環境の保全

○施策の方向

農林水産資源を育み、水源の涵養や市土の保全など多面的な機能を有する本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、原生的な自然や森林から海に至るまでの貴重な自然環境を保全、再生します。また、市民が自然からの恩恵を享受し、自然に対する理解を深め、ふれあいを促進するための取組みを進めます。

○主な施策

- ・市民と行政の協働による地域の動植物の保護や調査活動の推進
- ・自然体験学習活動による環境保全意識の醸成と自然にふれあう機会の創出

- ・高館山、大山上池・下池周辺の豊かな自然条件と拠点施設（ほとりあ）を活用した学習活動の展開

（３）地域の環境美化・保全

○施策の方向

快適な生活環境と豊かな自然環境を維持、保全していくため、公害防止や生活環境保全の対策を進めるとともに、不法投棄や散在性廃棄物のない環境づくりやクリーン作戦を通じた地域美化意識の醸成に努め、地域に適した環境美化・保全運動を推進します。

○主な施策

- ・典型7公害への迅速な対応と生活環境に係る苦情相談への適切な対処
- ・不法投棄等発見のための体制の確立と速やかな原状回復による環境被害の防止
- ・クリーン作戦など市民や団体が取り組む環境美化活動への支援
- ・海岸漂着ごみ対策の推進と適切な原状回復

（４）環境教育の推進

○施策の方向

自然保護や環境保全について、市民一人ひとりの意識とマナーの向上を図るとともに、環境の保全を率先して実行する人材を育成するため、一般市民、児童・生徒、さらには企業を対象にした各種の環境教育活動を推進します。

○主な施策

- ・普及啓発イベント等の開催と支援
- ・環境関連の教室、講座等の開催と人材の育成
- ・環境行政広報の発行と普及啓発

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる 健康福祉社会を形成します

第1節 少子化対策の推進と健やかな子どもの育成

(1) 少子化対策の推進

○施策の方向

人口の減少が続き、少子高齢化が急激なスピードで進む中、少子化を食い止め、次代を担う子どもを安心して生み育てる環境を整備するため、安全・安心な出産や子育ての負担軽減について取り組むほか、雇用対策や生活環境整備、更には若者の結婚に向けた活動への支援を進めるなど、ここに記載する事業のほか、他章他節における事業も含めて総合的に少子化対策を進めます。

○主な施策

- ・定期的な妊婦健診の受診や不妊治療への支援などによる安全・安心な妊娠・出産の推進
- ・子育ての負担軽減策の実施
- ・家庭における保育への支援
- ・若者の結婚に向けた活動の支援

(2) 子どもの健やかな成長の促進

○施策の方向

子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化し、育児に不安を抱える親世代も多く、社会的な子育て支援がより必要となっていることから、子どもの育ちや子育てを支援していくため、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、民間団体、行政などが相互に協力しながら、安心して子どもを健やかに育てられる環境づくりを推進します。特に、幼児期の養育の重要性について家庭や地域社会の理解を深めるとともに、保育所、幼稚園等が中核となった総合的な幼児教育の推進と地域住民が子育て支援活動に参加しやすい環境をつくります。

また、本市の自然環境や伝統的資源を生かした子育てを進めるため、地域の特性や環境に即した子育て支援策を推進します。

○主な施策

- ・適切なアドバイスや情報提供を通じた保護者の育児力を高める取組みの推進
- ・地域住民に対する子育て意識の喚起及び地域特性に応じた子育て支援活動の推進

- ・子ども家庭支援センターの相談支援機能の充実強化
- ・社会的に支援が必要な子どもや家庭の支援
- ・発達障害児の支援システムの構築
- ・地域の特性や環境に即した子育て支援の推進
- ・市街地と郊外地の子どもたちの相互交流の促進及び環境整備

(3) 仕事と子育ての両立支援

○施策の方向

核家族、共働き家庭の増加に対応し、保育所、児童館、※放課後児童クラブなどの保育サービスの一層の充実を図るとともに、男性も積極的に子育てできるような働き方の見直しや企業への意識啓発の促進など、男性も女性も子育てしながら働きやすい職場環境や雇用環境を整備します。

○主な施策

- ・保護者の多様なニーズに対応できる施設整備や保育体制の充実
- ・放課後児童の居場所の確保及び地域の人材を活用した交流活動や各種事業と連携した運営の推進
- ・ワーク・ライフ・バランスに向けた職場や家庭、地域における意識の醸成
- ・企業などにおける仕事と子育ての両立支援に向けた取組みの促進

第2節 ころと体の健康増進

(1) すこやかに生み育てる環境の整備

○施策の方向

急速に進む少子高齢化、生活の多様化、核家族化のなか、産後うつ病や育児不安から起こる子育て困難や虐待を予防するとともに、未熟児や発達障害児などへの支援を充実するため、保健、医療、福祉、教育との連携を強化し、安全・安心な出産や健やかな子どもを育む環境を整備します。

○主な施策

- ・産婦訪問指導による育児不安への支援と虐待の未然防止の推進
- ・乳幼児健診や相談支援事業の充実および受動喫煙防止の推進による乳幼児の健やかな成長発達の支援
- ・専門機関などと連携した未熟児や発達障害児などへの療育の支援
- ・思春期からのころの健康や性に対する正しい知識の習得による親子が共に育ち合う環境づくりの促進
- ・乳幼児の感染症や合併症の未然防止の推進

(2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸

○施策の方向

長期療養や死亡原因の多くを占める生活習慣病やがんを予防し、市民の生活の質を高め、活動的な高齢期を実現します。また、医療機関や健診機関、職場における健康づくりを進める職域保健との連携により、若年期から受診しやすい健診体制を整備し、疾病の早期発見と早期治療を促進します。また寝たきり予防や認知症予防対策を推進するとともに、自分の健康は自分で守るという意識を醸成し、健康寿命の延伸を図ります。

○主な施策

- ・一人ひとりの健康課題に着目した健康づくり活動の推進
- ・市民の健康な生活習慣の確立に向けた支援と環境整備の促進
- ・各種健診と保健指導の実施体制の整備による市民の自主的な健康づくりの推進
- ・医療保険者による特定健診の受診率向上や特定保健指導の実施率向上に向けた取り組みの実施と個別の健康課題の改善に仕組みやすい支援体制の充実
- ・がん検診の受診率向上に向けた取り組みの推進と精密検診受診勧奨の徹底
- ・慶應義塾大学先端生命科学研究所の「鶴岡みらい健康調査」への協力支援
- ・地域の医療機関、保健、福祉などの連携による地域の健康増進や医療の充実
- ・若年期からの生活習慣病の予防と介護予防の推進
- ・ホームページやICTなど情報通信を活用した総合的な保健・医療情報の提供や関係機関との連携の促進

(3) こころの健康づくりと自殺の予防

○施策の方向

うつ病などの精神疾患に関する知識の普及、プライバシーに配慮した気軽に相談できるこころの相談体制の充実を図ります。また、幼少期、児童期、青年期、壮年期、老年期に合わせたメンタルヘルスの向上を図るため各種関係機関などとのネットワーク化を進めるなど、こころの病の予防と早期発見と早期対応につなげる対策を講じて、こころの健康づくりを推進します。

○主な施策

- ・こころの病の予防や早期発見、早期対応による自殺予防対策の推進
- ・こころの健康に関する相談体制の充実
- ・地域住民の健康づくりを進める機関や組織と精神科医などの専門家、関係機関などからなる地域のネットワーク構築の推進
- ・「県立こころの医療センター（仮称）」との連携によるこころの健康づくりの推進

(4) 市民との協働による健康づくり活動の推進

○施策の方向

総合保健福祉センターを拠点とした各種健康施策を推進するとともに、市民自らが地域の健康課題に主体的に取り組む組織（保健衛生推進員、食生活改善推進員、健康づくりを目的とし自主的に活動するグループなど）の支援、育成を図り、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との協働による健康づくり活動を推進します。

○主な施策

- ・保健衛生推進員会や食生活改善推進員の育成や活動の支援などを通じた地域における健康づくりのための環境整備の推進
- ・地域において自主的な活動を行うグループなど健康づくりを推進するための担い手の育成

(5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進

○施策の方向

森林は心身の健康にとって、ストレスを軽減しリラックスをもたらすなどの効果が期待され、科学的な研究が進んでいます。また、森林内において人間に備わる五感を働かせることで、親と子の育ち合いや高齢者の介護予防などの効果が期待されるなど、本市の豊かな森林資源を活用した健康づくりを推奨します。

○主な施策

- ・本市の豊かな森林空間を市民の保養、健康づくり、子どもの育成の場として活用の促進

第3節 温かい福祉の地域づくり

(1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり

○施策の方向

これまで培ってきた地域のなかの市民による福祉活動を一層進め、市民が主体的に地域の生活課題を発見し、その対応に向け行動する地域社会づくりを推進します。また、こうした市民の活動と公的な福祉サービスが、支えを必要とする人に一体的に提供される福祉コミュニティを創造します。

○主な施策

- ・「近隣」「町内会、自治会」「小学校区」「中学校区」「市全域」の5層の区域による重層的な支え合いの体制の構築

- ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員など地域福祉の担い手による市民の福祉活動への参加促進
- ・地域の住民活動と公的サービスの連携促進
- ・地域資源の調整、活用のためのコミュニティソーシャルワークの導入

(2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備

○施策の方向

複雑かつ多様化する市民の福祉ニーズにきめ細かく対応するため、従来の福祉の枠組みだけでは捉えきれないニーズについても、相談支援が可能となるよう地域及び行政窓口の相談体制を整備します。

○主な施策

- ・ひきこもりなど複合的な生活課題を抱える相談に対する関係部門の連携体制の充実
- ・地域における福祉、介護、子育てなどに関する総合相談窓口の設置
- ・包括的かつ継続的な相談支援事業の実施による低所得者等生活困窮者の自立支援

第4節 障害者の自立生活の実現

(1) 障害者の相談支援体制の充実

○施策の方向

障害があっても地域のなかで安心して生活することができるよう、福祉サービスの拡充を図るとともに、様々な生活相談に応じ、それらを適切なサービスに結び付けることができる相談支援体制を整備します。

○主な施策

- ・障害者相談支援センターにおける相談支援事業や権利擁護事業などの充実強化
- ・保健、医療、保育、教育、雇用、福祉など関係機関の連携強化による障害者の成長段階に応じた支援の充実
- ・関係機関、関係団体、相談支援事業者、福祉サービス事業所などによるネットワーク（障害者地域自立支援協議会）の強化
- ・「県立こころの医療センター（仮称）」との連携による知的障害、精神障害、発達障害などに係る医療・教育・福祉の包括的支援体制の構築

(2) 障害者の地域生活支援の充実

○施策の方向

地域のなかで障害者が誇りと生きがいを持って自立した地域生活が営めるよう、居住サービスや就労、余暇活動などの基盤整備を進めるとともに、心身の障害に対する市民の理解を進め、障害者にやさしい地域社会を構築します。

○主な施策

- ・ 障害者の生活、就労、余暇活動などの基盤整備促進
- ・ 市民の障害理解の推進及び障害者の社会参加の促進
- ・ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

第5節 高齢者がいきいきとした地域の実現

(1) 介護保険制度の適切な運営

○施策の方向

介護を要する高齢者が増加していることから、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるように在宅サービスを充実させるとともに、施設サービスについても適切な水準を確保します。あわせて、介護サービスの質の向上、医療との連携強化、介護家族への支援などの一層の充実を図ります。

○主な施策

- ・ 在宅生活を支えるサービス利用環境の整備と施設サービスの適切な水準の確保
- ・ 要支援認定者への適切なサービス提供及び予防効果などの評価、分析の実施
- ・ 各種給付の適正化及び事業者の研修や情報交換などを通じた介護サービスの質の向上
- ・ 在宅生活の維持に向けた介護と医療などの連携の強化
- ・ 介護家族への相談体制の充実及び各種支援の強化
- ・ サービス需要の的確な把握による介護保険事業計画の策定

(2) 介護予防の充実

○施策の方向

高齢者が要介護状態になることをできる限り予防し、健康で生きがいを持って生活できるよう、地域資源の活用などにより各種介護予防事業の充実を図ります。また、高齢者自身の意思で主体的に介護予防に取り組むための支援や環境づくりを推進します。

○主な施策

- ・元気高齢者及び虚弱高齢者に対する予防事業の質と量の確保
- ・ロコモティブシンドローム予防の啓発・相談事業の実施
- ・虚弱高齢者などを対象にした目的志向型の介護予防マネジメントの実施

(3) 認知症支援策の充実

○施策の方向

高齢化の進行により、今後認知症高齢者が急速に増加することが予想されるなか、認知症の発症や進行を可能な限り予防すると同時に、尊厳を保ちながら、その家族も含めて住み慣れた地域で生活することができるよう、地域全体で認知症高齢者とその家族を支えるしくみづくりの実現に取り組みます。

○主な施策

- ・認知症の理解に関する普及啓発
- ・生活習慣病の予防や生活習慣の見直しを通じた認知症予防対策の推進
- ・早期受診・相談などの支援体制の整備及び保健・医療と介護の連携強化
- ・認知症高齢者に対する介護保険給付対象サービスをはじめとする各種サービスの充実及び認知症高齢者を支える家族への支援
- ・外部団体などとの連携強化、ネットワーク構築の推進

(4) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備

○施策の方向

高齢化が一段と進むなか、地域包括ケアシステムの構築を見据えた新たな視点での取組みを行う必要があります。高齢化の進展とともに、医療依存度の高い要介護者、認知症や一人暮らし高齢者など介護を必要とする方々が今後ますます増加していくなかで、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく生活を送ることができるよう、介護や医療などの個別サービスに加え、ボランティアや近隣住民の支え合いなど地域の様々な資源を活用した多職種協働の地域包括ケア体制を整備します。

○主な施策

- ・地域包括支援センターの機能強化と地域における総合的なケア体制の整備
- ・認知症高齢者の見守りや災害時の支援など地域住民がお互いに支え合い助けあっていく仕組みづくり
- ・虐待の早期発見、未然防止体制の強化及び高齢者の権利擁護施策の推進
- ・鶴岡地区医師会や鶴岡市介護保険事業者連絡協議会との連携・協働による在宅療養体制の構築
- ・医療・介護・福祉・生活支援・住宅支援など包括的な高齢者支援の充実とそれを支える社会基

盤整備を目指した「地域ケア会議」の開催

(5) 高齢者の社会参加の促進

○施策の方向

趣味、学習、ボランティア活動、地域活動、経験を生かした就労をはじめ、高齢者の多様な生きがいがづくりに、より積極的に取り組むことができるよう各種環境の整備に努めます。

○主な施策

- ・ 世代を超えた生涯学習、社会教育の振興や高齢者スポーツの機会拡充
- ・ 老人クラブ、シルバー人材センター等の高齢者の自主活動や就労への支援
- ・ 市民の技能、経験を活かした様々な地域活動への参加促進

第6節 医療の提供体制の充実

(1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担

○施策の方向

市民に安全・安心な医療を提供するために、荘内病院を地域の中核病院として、地域の医療機関との連携・機能分担を推進するとともに病院や診療所など医療機関の機能と役割を明確にするとともに、患者情報などのICT化による情報共有システムを活用するなど、関係機関が連携、分担して医療の提供体制を確立します。

○主な施策

- ・ 医療情報ネットワークを活用した鶴岡地区医師会、鶴岡地区歯科医師会、鶴岡地区薬剤師会など関係団体との連携強化
- ・ 市民に対する「かかりつけ医」の普及促進
- ・ 地域連携パスの活用推進

(2) 災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応

○施策の方向

救急告示病院、休日夜間診療所及び消防との連携を進め、救急医療の充実を図ります。災害医療に関しては広域的な情報ネットワークを活用しながら、災害拠点病院である荘内病院は行政や医療機関、警察など関係機関との連携により、訓練を実施しながら患者受入れなどの災害時医療体制の

充実を図ります。

また、高度医療を提供するため高度医療機器の計画的な整備を行います。

○主な施策

- ・休日夜間診療所や消防との連携を通じた救急医療体制の充実
- ・緊急時における迅速な医療提供体制及び災害対応のための資機材の整備

(3) 医師及び看護師等の医療従事者の確保

○施策の方向

地方における医師不足のなかで、地域の中核病院である荘内病院の医師の確保を図り、診療体制を充実します。また医師以外の看護師などの医療従事者についても養成、確保に努め、地域における医療提供体制の更なる充実を図ります。

○主な施策

- ・荘内病院の医師確保に向けた医学生への修学資金貸与や「診療参加型臨床実習（ステューデント・ドクター）」、「オープンホスピタル」などの取組みの推進
- ・地域全体の看護師などの医療従事者を対象にした研修会などの開催を通じた医療従事者のスキルアップ
- ・荘内病院の臨床研修医確保策の推進
- ・看護師の長期研修派遣や認定看護師資格など各種専門資格の取得推進を通じた看護師など医療従事者のスキルアップ
- ・看護師養成及び教員資格の充実による看護師確保

(4) 在宅患者及び家族に対する支援体制の充実

○施策の方向

高齢化社会を迎えて福祉施設や在宅での医療需要の増大とともに、長期療養を要する患者や終末期患者の在宅医療が求められている状況を踏まえ、患者と家族が安心して在宅医療を受けられる支援体制を整備します。

○主な施策

- ・地域の訪問診療及び訪問看護体制充実に向けた関係職員の育成
- ・緩和ケアや在宅医療の推進及び地域医療連携室の相談・支援機能の充実
- ・リハビリテーション提供体制の充実及び療養環境の整備
- ・在宅医療提供体制充実に向けた医療機関や福祉関係機関のICT化による情報共有の推進

第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

第1節 学校教育の充実

(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進

○施策の方向

本市で大切にしてきた※致道館教育の理念である「自学自修」「天性重視」「心身鍛錬」を継承しながら、知・徳・体が調和し、意欲と活力のあふれる子どもを育成します。

○主な施策

- ・信頼される学校の実現
- ・教職員の研修の充実・人的体制整備
- ・学校と家庭・地域との連携促進
- ・創意工夫を取り入れた学校経営の推進
- ・学習への関心・意欲を高める教育の推進
- ・基礎・基本の確実な定着を図る教育の推進
- ・個別のニーズをとらえた教育の充実
- ・特別支援教育体制・教育相談体制整備の推進
- ・今日的教育課題に対応した教育の充実
- ・郷土を愛する心の育成
- ・国際理解教育の推進
- ・道徳教育の推進
- ・体験学習を通じた望ましい勤労観・職業観の育成
- ・関係機関と連携した健康・安全教育の充実
- ・学校給食における地場産物の利用促進と食育の推進
- ・家庭と連携した望ましい生活習慣の確立

(2) 適正な教育環境整備

○施策の方向

地域社会の過疎化及び少子化などによる児童数の減少により、学校の小規模校化が進み、複式学級のある学校は増加傾向にあることから、子どもたちにとって望ましい学校の規模、施設設備、学区、通学方法、学校配置などについて総合的な検討を行い、適正な教育環境の整備を進めます。

○主な施策

- ・学校の適正な規模・配置の検討
- ・円滑な学校適正配置の推進
- ・安全・安心な学校施設等の整備
- ・学校施設耐震化の推進
- ・児童生徒の通学時安全確保対策の充実

(3) 高等学校教育の充実

○施策の方向

少子化などによる高等学校の再編が検討されているなか、関係機関と連携し、地域における多様な進路選択と学習ニーズに対応した就学の機会を確保するとともに、将来の地域を担う人材を育成するため、高等学校の生徒の職業観や勤労意識、より高次の教育に対する意欲を高めます。

○主な施策

- ・関係機関への就学機会の確保・特色化等の取組みの働きかけ
- ・庄内農業高校と加茂水産高校における専門教育充実の働きかけ
- ・バイオ分野における人材育成体制の整備促進
- ・高校生の地域活動への参加促進
- ・高等教育機関・企業との連携による高校生の職業観確立・学習意欲向上のための取組みの推進

第2節 高等教育機関の充実

(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積

○施策の方向

若年層や優れた人材の流入及び定着と交流、地域の産業の高度化、新たな知識集約型産業の創造や育成及び誘致、新時代に即した社会理念や政策の提案など、本市の諸々の分野の振興発展の基盤を築くため、高等教育機関（山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、慶應義塾大学先端生命科学研究所及び東北公益文科大学院）の機能を充実強化するための環境整備を進め、その一層の集積と地域振興を担う高度人材の育成を促進します。特に、本市では生物の生命や健康に関する高度な教育や研究が行われており、それらの機能を一層拡充し教育研究及び産業分野における集積を高め、生命科学のメッカとなることをめざします。

○主な施策

- ・高等教育機関の教育研究機能の充実
- ・高等教育機関との相互交流・連携の促進

- ・地域の農林水産業や商工業等への研究成果の活用
- ・輩出される人材の地域での定着・活躍のための環境整備
- ・高等教育機関が行う人材育成事業の促進
- ・高等教育機関を活用した市民の学習機会や諸活動の拡充
- ・高等教育機関を核として産学官民が連携協働する仕組みの整備
- ・新たな高等教育機関の誘致
- ・学術研究機能の集積促進

第3節 地域のなかでの人づくり

(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり

○施策の方向

暮らしのなかにおける個人の生きがいや、多様化、高度化する地域の様々な課題に対応するための学習活動を支援するとともに、人と人とのつながりのなかで自ら課題を見つけ考える力や他者との関係を築く力を身に付けるなど、お互い自立し支え合う心豊かな地域社会づくりを推進します。

○主な施策

- ・多様な市民ニーズに対応した学習情報・学習機会の提供
- ・学びと暮らしを結ぶ学習活動支援
- ・よりよい人間関係を築くための交流機会の創出
- ・自立意識の向上や地域貢献意欲につながる学習プログラムの充実

(2) 社会教育施設等の充実

○施策の方向

市民の学習活動を支援し社会教育活動を実践するなど、地域社会に役立つ施設としてその機能を発揮し価値を高めるために、様々な学習ニーズの把握や地域課題の分析を行いながら、適切な事業運営ができる体制を整備します。

○主な施策

- ・公民館・図書館等の施設設備のネットワークの充実
- ・公民館等における学習活動や世代交流の推進
- ・学校・家庭・地域と連携した学習活動支援
- ・住民が主体的に地域づくりに参加する仕組みづくりの推進
- ・地域づくりを担う人材の育成
- ・施設機能の充実

(3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり

○施策の方向

子育てにおいては、親や家庭が子どもとのコミュニケーションを大切にし、自覚と責任を持って養育することが肝要であるため、さまざまな機会を活用し家庭の教育力を高めます。

また、地域全体として子どもを見守り、子育て家庭を支援していく環境をつくります。

○主な施策

- ・乳幼児期からの一貫した子育て教育の実践
- ・子育てに関する学習機会・情報の提供と相談活動の充実
- ・孤立しがちな親に対する支援、情報提供
- ・地域の人の経験と知恵を生かした子育て支援
- ・子育てに関する世代間交流活動の推進

(4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成

○施策の方向

豊かな自然環境のなかでの学びや多様な体験を通じて、子どもたちの探究心、生命の重みを感じる心、郷土に対する誇りと愛着を育み、心身共に元気で逞しい成長を促進します。

○主な施策

- ・学校・地域における自然体験活動の機会の充実

(5) 男女共同参画の推進

○施策の方向

男女共同参画の理念などについて市民の理解と認識を深めて、市民が男女の別に関わりなく、互いに助け合い、力を合わせて、家庭や地域の暮らしを豊かで活発にする男女共同参画社会をめざします。

○主な施策

- ・男女共同参画計画の着実な推進
- ・有効な拠点機能の内容検討と情報収集
- ・総合相談室における男女共同参画の窓口機能の強化
- ・家庭や学校などでの男女共同参画の理念等の市民への浸透
- ・女性の地域活動などへの参画促進

第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承

(1) 市民の芸術活動の環境の充実

○施策の方向

本市の特性である優れた文化活動の伝統を継承発展させるため、人々に感動や生きる喜びをもたらす、豊かな人生を送るうえで大きな力となる市民主体の芸術活動を一層促進するとともに、広く内外の優れた芸術の鑑賞、体験、交流ができる活動環境の整備を進めます。

○主な施策

- ・芸術祭・文化祭を通じた芸術文化活動の促進
- ・文化施設・社会教育施設等を活用した練習・発表の場の拡充
- ・文化会館改築整備の推進
- ・新文化会館における市民参加による運営と優れた芸術鑑賞機会の充実
- ・市民・団体が主体的に取り組む芸術鑑賞事業への支援拡充
- ・音楽・美術分野において児童生徒の感性を伸長しレベルアップを目指す取組みの推進

(2) 伝統文化と文化資源の保存継承

○施策の方向

本市の歴史と文化を表す多くの文化財、民俗芸能や伝統行事、歴史資料、文学資料など有形無形の文化資源について、住民自らが地域の文化を理解しながら後世に継承できるように、地域住民の主体的伝承活動を支援します。

○主な施策

- ・伝統芸能の後継者の育成支援
- ・民間と連携した歴史的建造物の保存活用
- ・歴史資料・文学関係資料等の調査・収集・保存及び拠点となる施設等の機能拡充

第5節 市民スポーツの振興

(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成

○施策の方向

スポーツは、健康で充実した市民生活や青少年の人格形成、明るく活力に満ちた地域づくりに寄与する大切な文化の一つです。

本市は、市民誰もが日常生活のなかで目的や志向に応じて、いつでも、どこでもスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境を整え、市民の心身の健康や体力づくり、生きがいつくり、地域づくりを進めます。

○主な施策

- ・市民が主体的に参画する総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- ・スポーツ少年団の育成等、子どもがスポーツを楽しめる環境の整備
- ・スポーツを「する人」「みる人」「支える人」が協働・連携してのスポーツを通じたコミュニティづくり
- ・市民参加型スポーツイベントを企画・運営する人材・団体の育成
- ・自然や文化に触れることができるウォーキング、里山あるき等の普及・振興

(2) 地域の活力となる競技スポーツの振興

○施策の方向

トップレベルの大会で地元選手が活躍することは、応援する市民の活力となり、地域の活性化にもつながることから、関係団体との連携の強化や活動の支援により、青少年がより充実したスポーツの指導を受けることができる環境を整備します。

○主な施策

- ・中学・高校の運動部、各競技団体等との連携・一貫した選手育成のできる環境の整備
- ・国際的、全国的な活躍を念頭に置いた地元選手の競技力向上・強化を担う組織の育成
- ・指導者の研修機会の拡充・資質向上
- ・競技の普及、トップアスリート育成活動の充実
- ・競技レベルの高い大会の誘致推進、地元選手の競技意識の高揚
- ・市民のスポーツへの関心の向上、スポーツへの多様な関わりの促進

(3) 充実したスポーツ施設の運営

○施策の方向

スポーツの振興を図るため、市民ニーズや利用実態を踏まえた施設の適切な管理運営、整備を進め、誰もが安全に安心して利用できる施設の環境を整えます。

○主な施策

- ・スポーツ施設の効率的・効果的な管理運営の推進
- ・利便性の高い充実したサービスの提供
- ・既存施設の機能強化と有効な活用の推進
- ・地域拠点施設や全市的広域施設など用途地域に沿った施設機能の整備
- ・身近なスポーツ活動の場としての学校体育施設の有効活用

第6節 都市交流の推進

(1) 国内都市交流の推進

○施策の方向

歴史的な縁や先人の人徳、本市の豊かな土地柄や人々の温かさによって築かれてきた都市交流の歩みを絶やさずに培われてきた友好や信頼の輪をさらに広げるため、都市交流盟約を締結している各都市との交流を推進します。

○主な施策

- ・文化・スポーツ・芸術等交流の促進
- ・姉妹校交流の促進
- ・他地域の子どもたちとの交流を通じた逞しさと自然・生命を尊ぶ心の育成
- ・東京事務所を拠点とした首都圏との結びつきの強化
- ・地元出身者等の人的ネットワークを通じた交流の拡大

第7節 国際交流の推進

(1) 多文化共生の推進

○施策の方向

異なる国籍の人びとが互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の構成員として地域を支え、共

に生きていくことをめざし、外国人住民のコミュニケーション上の困難の解消を図るとともに、外国人住民が地域において安心して生活を送ることができるよう、定住化に伴う生活上の課題に対する支援を行います。あわせて、本市の「草の根の国際交流」活動を推進し、市民が海外の歴史文化、生活習慣、価値観などを知り、相互が理解することができる豊かな国際感覚を涵養します。そのため、国際交流拠点である出羽庄内国際村を中心に、市民が自発的に取り組んでいる国際交流活動や多文化共生の取組を促進します。

○主な施策

- ・外国人生活相談窓口設置等の日常生活支援
- ・日本の文化社会、生活習慣等への理解の推進
- ・円滑なコミュニケーションのための日本語講座の開催
- ・医療通訳、司法通訳、教育通訳等の人材の育成
- ・多言語による行政・地域情報の提供の推進
- ・関係団体と連携した国際交流体験イベントの開催
- ・国際理解のための外国語講座の開催
- ・国際社会の理解促進
- ・国際交流団体のネットワークづくりの推進

(2) 国際都市交流の推進

○施策の方向

長い歴史を持つ国際都市交流事業に携わった、多くの市民による人的交流を通じて築かれた信頼関係をさらに深めるため、国際姉妹・友好都市交流を推進するとともに、世界的な規模での幅広い交流活動が展開されるための環境づくりを進めます。

○主な施策

- ・友好団体や子どもたち主体の国際姉妹・友好都市交流の推進
- ・国際交流を通じた子どもたちの異文化理解の促進・自国文化の再認識
- ・国際交流を担う人材の育成支援
- ・関係機関等と連携した国際的文化スポーツ等イベント・国際会議の誘致

第4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

1 節 持続的に発展する農業の振興

(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保

○施策の方向

本市農業の持続的発展を図るために、優れた経営能力を有する認定農業者を中心とした担い手を安定的に育成・確保するとともに、担い手がない集落や地区においては、新たな経営体の発掘と育成に努めます。特にこれまで本市の農業を支えてきた農業者の高齢化が進み、多くの離農が予測されることから、次代を担う農業後継者や新規就農者を積極的に育成し、将来にわたり農業の担い手を安定的に確保します。

一方、担い手の確保が困難な中山間地域などの集落においては、農業者の自主的な話し合い活動を推進し、意欲ある兼業農家や高齢農家、女性農業者及び小規模農家などの幅広い参画による集落営農などの組織化を促進します。

○主な施策

- ・認定農業者・農業後継者・新規就農者等、担い手の育成・確保
- ・集落営農等の組織化・法人化の支援

(2) 地域の特性を生かした産地づくり

○施策の方向

水稻の高品質・良食味の安定的生産基地として維持・発展を図るため優良農地の確保に努めるとともに、共同乾燥調製（貯蔵）施設や共同利用施設、高性能農業機械の計画的な整備や導入を促進し、地域の実態に適した生産性の高い営農体制を確立します。あわせて消費者ニーズ、市場ニーズに応じた高品質良食味の売れる米づくりを進めます。

野菜、果樹、花き及び菌茸などの園芸作物の生産を振興するため、生産技術の向上及び機械や設備の導入を推進します。また、大豆やそばを始め転作作物の品質・収量の向上安定化による農家所得の向上に努めるとともに、在来作物の生産振興や消費の拡大に向けた取組みを推進します。

堆肥の供給元ともなる畜産を振興するため、経営規模の拡大、優良種及び機械や施設の導入、技術の向上による経営の安定化と生産の合理化を進めるとともに、担い手の確保や新規参入者も含め

た後継者の育成を進めます。

農産物の流通と販売については、「安全・安心・おいしい」農産物を安定的に消費者に供給するため、市場をはじめ産直販売など多様な流通販売ルートの開拓と庄内米、メロン、だだちゃ豆（えだまめ）、温海かぶなどブランド力の高い農産物をけん引役としながら、これらに続く農産物などを幅広く発掘、育成し、「鶴岡ブランド」の確立により、販路拡大を促進します。

中山間地域においては、生産活動の維持を支援し、担い手の育成確保に努めるとともに、新規需要米の生産や振興作物などへの誘導、そばの生産振興を進めます。

○主な施策

- ・売れる米づくりの生産振興と販路の拡大
- ・園芸作物の生産振興と産地化の維持
- ・畜産振興対策の推進
- ・耕作放棄地対策の推進と担い手への農地の効率的利用集積
- ・中山間地域の農業活性化

(3) 環境保全型農業の推進

○施策の方向

有機農産物や特別栽培農産物など、化学肥料や農薬の使用を控えた安全・安心な農産物に対する消費者ニーズに応えるべく、環境に優しく質の高い食糧の生産地をめざし、耕畜連携による有機性堆肥の活用をもとにした環境保全型農業を進めます。

今後は、米を中心に減農薬を基本とした環境に優しい取組みを市全体で行うなど、環境保全型農業の取組みのすそ野を広げ、本市農業の魅力を一層高めます。

また、市が自ら実施している農作物認定認証事業の機能を最大限活用し、認定認証のPRを強化し販売の付加価値を高めるとともに、認定認証活動を通じて環境保全型農業の取組みの拡大を促します。

さらに将来に向け、消費者や子どもたちが環境保全型農業を理解し、農産物をより簡単に手に入れられる体制づくりに一層取り組むとともに、生物多様性の維持をより重視した取組みを普及・啓発します。

○主な施策

- ・有機栽培、特別栽培、減農薬を基本とする栽培の全市的取組みの推進
- ・環境保全型農業を進める生産体制の整備
- ・堆肥等有機性資材の活用による土づくりの推進
- ・環境保全型農業を軸に農産物認定認証を活用した鶴岡ブランドの確立
- ・消費者や子ども達が環境保全型農業に親しみやすい環境づくりと生物多様性の保全

(4) 農業生産基盤と農山村の環境整備

○施策の方向

農業生産の効率化と安定化を図るため、農業生産基盤の整備を促進します。

また、農地や森林の有する優れた景観や癒しの場としての機能を十分に発揮できるようにするとともに、農山村の住民が、安全で安心な生活、あるいは快適な生活を維持できるよう、農山村集落の防災対策・環境整備を促進します。

また、野生鳥獣の生息分布域が拡大、拡散する傾向が見られ、農作物への被害が拡大し深刻化していることから、実態の把握に努め、農業者と関係者、関係団体の連携のもとに、農作物被害を縮小させる取組みを一層進めます。

○主な施策

- ・かんがい排水施設の改修・整備、ほ場の大区画化、農道改良の推進
- ・排水対策など水田畑地化基盤整備の推進
- ・優れた景観の維持・保全、及び農山村集落の防災対策・生活環境の整備
- ・農地・農業用水等の保全・管理活動の推進
- ・有害鳥獣被害の実態把握と農作物被害防止対策の推進
- ・人と野生鳥獣の棲み分け対策の推進

第2節 森林資源の有効な保全と活用

(1) 適正な森林経営と循環システムの構築

○施策の方向

豊かな森林資源を市民が活用し、森林所有者も安定的に森林施業に従事できるようにするためには、森林資源が循環することが求められています。それには、木材需要に応じたスギ人工林での伐採と、その後の植林と保育が途切れることなく繰り返して行われ、木材生産が継続して行われることが必要であり、このため、木材生産コストの低減を図りながら、市民のスギ人工林に対する関心を高め、生産された木材が、円滑に消費されるよう周知活動を進めます。

これまで山村を守ってきた林業従事者の高齢化が進み、管理放棄された森林が増加している要因にもなっていることから、多様な林業の担い手の育成を図ります。

○主な施策

- ・林道、作業道の路網整備と適切な維持管理
- ・森林所有者の施業意欲の向上
- ・担い手並びに森林組合林業技術者の育成強化
- ・木材生産の継続につながる施業の検討
- ・木材の地産地消の促進と公共建築物への地域産材の積極的な利用

(2) 森林環境の保全

○施策の方向

森林の持つ多様で公益的な機能を市民生活に生かすため、平地や里山など身近にある森林の整備を行うとともに、病害虫による被害森林の拡大防止と保全対策や、森林に対する子どもたちの関心を高める森林環境学習などを拡充します。

○主な施策

- ・ナラ枯れ被害の拡大防止のための調査、予防活動の実施
- ・森林環境の保全意識醸成
- ・公益的機能の高い海岸林の維持、保全

(3) 地域資源としての森林の利活用

○施策の方向

森林の恵みを利活用できる環境をつくるため、里山の広葉樹林地から奥山の天然林に至る多様な森林について、その林相や地域の特色を生かした森林の利用を推進します。また、市民が、気軽に、親しみを持って森林に接していけるように、森林の多面的な機能と日常生活との関わりについての理解を促すとともに、森林を活用した市民の交流の取組みを進めます。

○主な施策

- ・森林に親しみ心安らげる空間としての活用促進
- ・森林や木を活用したイベントやプログラムの開発と情報発信
- ・間伐によって改善される林床環境を活用した特用林産物の研究・試験

(4) 森林バイオマスの利活用

○施策の方向

森林資源の有効活用を図るとともに、地球温暖化の防止に資するため、間伐材や林地残材、剪定枝、製材屑などの未利用の木質資源をエネルギー源として、森林バイオマスの有効活用を進めます。

○主な施策

・森林バイオマスによる発電、熱利用の促進及び燃料となる森林バイオマスの安定的かつ効率的供給

第3節 安定した水産業の振興

(1) 安定した漁業経営の推進

○施策の方向

水産物は、昔から重要な「食」の要素として、地域独自の文化と社会生活に深い関りを持ち続けてきました。また、水産業は、水産物の安定供給とともに、豊かで安心できる生活の基盤を支える役割を果たしており、水産業の健全な発展を図ることが重要となっています。このため、将来にわたって水産資源の安定確保を図るとともに、ブランド化や消費の拡大など魚価向上の取組みを推進し、漁業収入の増収により、安定した漁業経営の確立を図ります。

○主な施策

- ・ 漁港施設の整備と適正な維持管理
- ・ 水産資源の安定確保
- ・ 鶴岡産水産物のブランド化
- ・ 安全安心な水産物の提供
- ・ 魚の消費拡大
- ・ 経済情勢や、海洋環境変化による水産業への影響緩和

(2) 漁業の担い手の確保

○施策の方向

漁業者の減少と高齢化が進んでいるなかで、将来にわたり安定して水産物を供給していくには、担い手の確保や育成を図るとともに、漁業者の円滑な世代交代を推進していくことが必要です。このため、現漁業者の後継者育成を基本にしながら、都市部や他産業からの新規就業者の受入れの検討などにより、新たな漁業の担い手の確保を図ります。

また、漁業者、県漁協、行政が構成する「山形県漁業就業者確保育成協議会」において、漁業研修制度や独立時の負担軽減策などを検討するとともに、構成員が各々の立場で施策を実施することで、担い手の確保・育成を図ります。

○主な施策

- ・ 一人乗り漁船漁業等への独立支援
- ・ 新規就業希望者への研修
- ・ 漁業体験事業の実施

第4節 農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大

(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり

○施策の方向

農山漁村地域では、人口の減少、高齢化や混住化が進んでいることから、農林漁業者のみならず幅広い地域や集落の住民の協力のもと、農林水産業の振興や地域の活性化に向けた話し合い活動を推進するとともに、実践的な取組み活動を推進、助長し、発展の成果が地域に還元される仕組みづくりにより、農林水産業の維持発展と農山漁村地域の活性化を図ります。

○主な施策

- ・多様な主体の参画による地域住民の自主的な組織づくり
- ・地域づくりの推進のためのサポート体制の拡充
- ・地域リーダーの育成と情報発信
- ・農地や農業用水などの保全管理活動への多様な主体の参画
- ・森づくり活動や森林保全活動の推進と、森林の多面的機能を生かした交流の拡大
- ・漁村地域の経済の活性化と産業の振興による地域づくり
- ・森林資源を活用した活動拠点のフィールド整備、拠点同士のネットワーク化

(2) 交流人口の拡大による地域の活性化

○施策の方向

広大で豊かな森林、水田、畑、樹園地と砂丘畑などの農地、雄大な日本海、温泉、農山漁村文化と伝統など本市の農山漁村が有する豊富な資源を有機的につなげ、本市のイメージアップを図ります。また、安全・安心な農林水産物生産の取組みなどの情報発信を積極的に行うことにより、交流人口を拡大し地域の活性化を図ります。

○主な施策

- ・地域資源の掘り起こし及び「鶴岡ツーリズム」の開発
- ・本市農林水産業への「応援団づくり」と農水産物の販路拡大
- ・体験プログラムの拡充による森林や山村、漁村の持つ魅力を高め交流人口を拡大
- ・中学生や高校生の教育旅行の受入体制を整備
- ・短期滞在型、長期滞在型、定住型などの交流居住を推進

第5節 農林水産業の6次産業化の促進

(1) 農林水産業の6次産業化の支援

○施策の方向

「食の宝庫」を標榜する本市にとって、恵まれた食材を活用した6次産業化は魅力的な分野であり、6次産業の取組み段階に応じたさらなる支援及び推進を図ります。

また、各分野における課題も複雑かつ多様化しており、農林水産業の6次産業化の課題解決に向けては、農・商・工・観の連携が有効な手段であることから、現状把握と情報共有を行いさらなる連携強化を図ります。

○主な施策

- ・意欲的な農林漁業者等への6次産業化の支援
- ・マッチングなど農商工観連携の推進
- ・人と農林水産物が双方向に動く仕組みづくり

(2) 新たな生産加工技術・流通に関する研究開発の推進

○施策の方向

本市の農林水産物の付加価値を高め有利な販売に結びつけるため、地元高等教育機関や県立の試験研究機関、食品製造業など多くの企業が立地している環境を生かし、これらとの連携や協力体制を強化するとともに、新たな農林水産加工品の開発及び流通販売システムの改善などの研究、検討を促進します。

○主な施策

- ・地元の試験研究機関などとの連携・協力の拡充、及び嗜好性などに着目した付加価値の高い農林水産加工品開発の推進

(3) 地産地消の推進

○施策の方向

小規模農家や女性、高齢農家は、栽培技術や営農意欲があっても、生産量が少量であったり、販路開拓のノウハウが不足しているなど、自らの力で販路を求めることが大変厳しい状況にあることから、少量多品目の農産物の販売による農業所得の向上を図ります。

「食育・地産地消推進計画」の目標値である学校給食における鶴岡産野菜の利用率50%以上、並びに地元産魚介類の利用率30%以上の達成に向けた事業を展開し、農業理解を図るとともに、給

食用野菜生産農家等の所得向上を図ります。

市民の食生活を通じて、鶴岡の食と食文化を支える農林水産業や農林水産物への理解を促進することにより、地場産食材の積極的な利用等による農林水産業の支援を推進します。

○主な施策

- ・小規模農家や女性、高齢者を中心とした産直販売や農産加工の取組みの積極支援、並びに地元農産物の販路拡大の推進
- ・学校給食の地場産物利用促進による子どもたちへの農林水産業の理解促進
- ・食育を通じた理解促進事業の実施

第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの 時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

第1節 雇用の促進と働く力を高める人づくり

(1) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進

○施策の方向

若年層が早い段階から働くことの意義について認識を深め、職業意識と能力や知識を形成できるよう支援することにより、新卒者の職場定着を図るとともに、若年求職者の就職支援に努めます。また、若年層や早期離職者の地元企業就職を促進するとともに、Uターン希望者に対する情報提供機能の強化を図ります。

○主な施策

- ・雇用対策協議会、ハローワークとの連携による地元企業への雇用促進
- ・児童、生徒に対する就業体験や職場体験の機会の拡大
- ・長期インターンシップの推進
- ・若年層定着と早期離職者等に対する就職支援
- ・本市のUターン受入企業等の情報発信を強化

(2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出

○施策の方向

企業が社員に求める能力の高度化や就業構造の変化に対応するため、自己の適性或職業能力の的確な把握と職業能力の向上を支援します。また、長寿化に伴う職業生活期間の延長、価値観の変化、生活の様式や志向の変化などに対応し、生きがいや社会参加の視点からも就業の場の創造と育成を図ります。

○主な施策

- ・庄内地域産業振興センターを核とした研修及び訓練の拡充
- ・企業の人材育成や個々人のスキルアップに関する情報提供やアドバイス機能等の拡充

(3) 先進的な事業活動を支える人材の育成

○施策の方向

産学連携に基づく独創的な研究開発や技術創造をなす中核的な人材、技術の具体化や製品化の過程を実務面で支え、また、生産性や品質向上をめざして自ら工夫する技術者等を育成し、企業の自立的な事業展開を促進します。

○主な施策

- ・ 高等教育、研究機関での研修や共同研究等の促進
- ・ 高等教育機関等による社会人のためのリカレント教育の拡充

第2節 地域の強みを生かした地力ある産業の振興

(1) 競争力のある企業の集積

○施策の方向

本市の特徴的な製造業である電子、電機、機械、輸送といった加工組立型産業と独自の技術や付加価値の高い製品などを持つ企画開発型企業の集積を促進します。

また、慶應義塾大学先端生命科学研究所の研究成果などを核として、次代を担う新規、成長分野であるバイオに関する研究機関や企業を集積し、新しい産業の振興を図ります。

○主な施策

- ・ 企業立地促進法に基づく新たな企業の立地促進
- ・ 地域に根ざした企業の事業拡張や競争力の強化
- ・ 高等教育機関の研究成果や新技術の産学連携
- ・ 企業間連携に基づく事業化の推進
- ・ ベンチャー企業の創出、育成
- ・ 企業間交流や異業種間交流、産業人材育成等の企業活動のサポート機能の拡充
- ・ 高等教育機関の研究成果をもとにした、バイオに関する研究機関や企業が集積するクラスターの形成
- ・ 鶴岡バイオサイエンスパークの整備

(2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興

○施策の方向

先人より受け継いだ製品づくりを未来にも継承しつつ、時代が求めるデザイン、機能、用途など

を加えて、伝統的な製造業の高付加価値化に取り組むことにより、伝統産業の再構築と地場産業の振興を促進します。

○主な施策

- ・農商工観連携、産学連携による消費者ニーズに対応した製品の開発と販路の拡大
- ・新商品や新サービスの開発、市場化の取組みに対して、地域資源活用促進法などによる支援拡充
- ・シルク産業などの伝統的な産業の活性化の推進

第3節 まちの賑わいを創る産業の振興

(1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり

○施策の方向

地元商店街や商店が買物機能としてだけでなくコミュニティの場としての役割が期待されるなか、地域に根ざした付加価値づくりや担い手の育成を図り、地域住民のニーズに対応した安定的かつ持続可能な店づくりと商店街づくりを推進します。

○主な施策

- ・地域ニーズに対応した事業承継や新規創業に取り組む人材の育成
- ・商工会等関係団体との連携による地元消費喚起や地域特性を生かした意欲ある取組みの推進

(2) 多様な交流による中心商店街の活性化

○施策の方向

中心商店街それぞれの特性を生かしながら、鶴岡市の中心市街地活性化基本方針に基づき、まちづくりと一体となった取組みを推進し、「住」「職」「遊」「学」「観光」の観点からの商店街の高付加価値化を図るとともに、まちなかにおける多様な交流や活動が行われ、歴史と伝統を継承しつつ新たな文化を創造する場としての商店街づくりを進めます。また、商店街自体の活動の活性化や魅力ある個店の集積による持続性のある商店街の形成を図り、来街者にとって歩いて楽しい商店街づくりを進めます。

○主な施策

- ・中心商店街の店舗個々の特性やオリジナリティを生かした店づくりの促進
- ・意欲ある商業者の出店を促す環境づくりの推進
- ・中心商店街への伝統産業や食材など地域資源を生かした店舗や工房型店舗の誘導

- ・職人技や地場産品に触れられる魅力ある商店街づくりの推進
- ・鶴岡商工会議所のTMO事業の取組み支援

(3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興

○施策の方向

経済のサービス化、ソフト化が進展するなか、工業団地に立地する企業などのニーズに対応した、企業活動を支援する対事業所サービス機能や、市民の福祉や教育などのニーズに対応した対人サービス機能の集積を進めるとともに、新たなビジネスの創出と育成を図ります。

○主な施策

- ・多様な企業活動を支援する対事業所サービス機能の充実
- ・福祉や教育など市民生活を支援する対人サービス機能の充実
- ・コミュニティビジネスの創出と育成

第4節 鶴岡ならではの観光の振興

(1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進

○施策の方向

観光の振興は、交流人口の拡大による地域活性化に大きな役割を果たす一方、観光に対するニーズを見ると、団体型旅行から、個人、家族、小グループ型旅行への移行、旅行の目的、ルート等の多様化といった旅行形態の変化を踏まえつつ、本市特有の歴史、文化特性や自然環境など豊富な観光資源を活用、整備しながら、「テーマ観光」や「体験型観光」を一層充実していくとともに、市域を越えた広域観光を充実、強化します。

○主な施策

- ・歴史的な施設、古道、伝統芸能など観光資源の磨き上げとサービスの向上による更なる活用
- ・「食」「文化」「自然」などを活用したテーマ観光の推進
- ・体験メニューと既存観光資源の組合せによる体験型観光メニューの充実や創出
- ・農商工分野との連携による鶴岡の食の紹介、グリーン・ブルーツーリズムの展開
- ・日本海きらきら羽越観光圏を中心とする広域観光の推進
- ・旅行代理店とのネットワーク強化による、早期の情報提供と旅行ニーズの把握
- ・スマートフォン、旅行情報誌や映画などによる効果的な情報発信
- ・北東・東南アジアを重点地域とした外国人観光客誘客に向けた、観光PRの展開
- ・鶴岡公園周辺などの城下町の歴史や文化的特性を踏まえた観光エリアの充実、整備の推進

- ・祭りや各種イベント等と新たな魅力付けによる誘客促進
- ・リニューアルした加茂水族館の利用促進を通じた交流人口拡大

(2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出

○施策の方向

温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わいの創出に向け、個々の宿泊施設の充実やサービス向上だけに止まらず、それぞれが有する地域の自然、歴史、文化的環境を生かし、通りの整備や良好な景観の形成などといったハード事業と地域資源を活用したソフト事業を推進し、散策などが楽しめるように、当該エリア全体の魅力アップを図ります。

○主な施策

- ・温泉街の魅力向上、賑わい創出などハードとソフト両面からの各温泉地の環境や特性を活用した取組みの推進
- ・おもてなしや多様な食材の観光振興、温泉街歩きガイドなど新たな魅力付けとなる取組みの推進
- ・手向宿坊街の景観整備と体験交流メニューの創出などによる出羽三山地域の受入環境充実
- ・観光推進組織や商店主、地域住民、専門家や有識者などによる継続的で組織的な「街づくり」の検討

(3) 観光客受け入れ環境の充実

○施策の方向

観光客の移動手段として、駅や空港などからの公共交通だけに止まらず、点在する観光資源を結ぶ2次交通の充実を図るとともに、観光案内看板の設置をはじめ、観光ガイドや観光案内所、さらには市民による「もてなしの心」などの醸成を図り、受け入れ環境の一層の充実を図ります。

○主な施策

- ・市内循環バス、定額観光タクシー、レンタカーを利用した旅行商品などへの支援による2次交通の充実
- ・観光ガイド、レンタサイクル、共通施設観光券などソフト面での受入体制の充実
- ・中心市街地のまちづくりと連携した、観光情報プラザ（仮称）などハード面による、歩いて楽しい観光街づくりの推進
- ・山形DCに向けた企業や団体などによる「おもてなし活動」への支援
- ・観光客や来訪者が再び訪れたいくなる鶴岡らしい「気遣いや思いやり、もてなしの心」の育成
- ・観光案内説明板やパンフレットなどの多言語化と通訳ガイドボランティアの育成

(4) 観光推進組織の強化と人材の育成

○施策の方向

観光振興においては、民間の果たす役割は極めて重要であり、現在、鶴岡市観光連盟など様々な観光推進組織が活動を展開していますが、その機能強化を進めていくとともに、観光に関わる団体との連携や人材の育成、コミュニティサイトによる人材ネットなどの構築を図ります。

○主な施策

- ・鶴岡市観光連盟による市全体の情報発信や誘客活動などの体制強化。
- ・各地域観光協会への行政とのパートナーシップ構築の観点からの連携及び協力、自発的な取組みと活動への支援
- ・地域活性化に向けた各種団体による観光施設運営などの取り組みに対する支援と新たな人材の育成
- ・鶴岡観光のコミュニティサイトの構築と全国的なネットワークづくり

(5) 特産品の育成と物産展の充実

○施策の方向

既存の特産品に加え、農林水産分野や商工分野などにおいて、新たな地域特産品が製品化されており、これらの特産品を観光PRのため積極的に活用していきます。また、物産展については、販路拡大や物産販売だけに止まらず、観光誘客と一体となった取組みを進めます。

○主な施策

- ・本市の食文化、伝統工芸品、新たな地域特産品などの宣伝と活用
- ・関係団体と連携した、伝統工芸品や民芸品に携わる人材育成の推進
- ・観光物産展を通じた、販路拡大などの取組みへの支援

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

第1節 快適な都市環境の形成

(1) 快適な市街地と集落の基盤形成

○施策の方向

市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、既成市街地や既存集落の土地の有効利用に留意しながら、人口規模に応じたコンパクトな市街地を形成するとともに、地域の特性に配慮した快適な生活環境の整備を進め、美しい田園や丘陵、海岸と調和した持続可能な活力ある市街地や集落の形成を図ります。

○主な施策

- ・都市計画マスタープランの見直し、都市再興計画の策定
- ・区域区分に基づく地域の特性に配慮した土地利用の誘導
- ・新たな土地利用に対応する既存ストックの活用と計画的な開発
- ・地区計画などによる良好な生活環境の維持・創造の促進
- ・未利用市街化区域となっている茅原地区の区画整理事業による市街地形成

(2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり

○施策の方向

地域の核となる区域を生活や文化などの地域活動の拠点として位置付け、地域が持つ歴史や伝統と文化を大切に維持、発展させ、そこに住む人が誇りを持って住み続けられる地域づくりを推進するとともに、歴史的風致維持向上計画に基づき現代にいきづく魅力ある地域の形成を図り、活性化と交流人口の拡大を促します。

○主な施策

- ・歴史的風致維持向上計画事業の実施など地域の歴史や伝統を生かしたまちづくりの推進
- ・住民と行政の協働によるまちづくりの促進

(3) 地域の特性を生かした景観形成

○施策の方向

これまで引き継がれてきた良好な景観を保全し、次代に継承するため、地域ごとに進めてきた景観形成の方針を位置付けた市全体の景観計画に基づき、自然や農地、歴史的建造物などそれぞれの地域の豊かな特性を生かした景観形成とまちづくりを推進します。

○主な施策

- ・大規模建築等行為の届出・規制誘導
- ・景観計画の拡充・推進（重要な区域、規制対象の拡充）
- ・建築物の高さ規制・誘導による景観保全
- ・地域ごとの景観まちづくりガイドラインの作成

(4) 賑わいある中心市街地の形成

○施策の方向

都市機能の集積やまちなか居住の誘導を図り、地域の特性に合わせたまちづくりを推進し、子供から高齢者までが「住み、暮らし、活動する場としての魅力ある中心市街地」の形成とその充実を図ります。

○主な施策

- ・中心市街地への都市機能集積の促進
- ・駅前地区の立地条件を生かした土地・施設の民間活用の促進
- ・中心部へのまちなか居住を図るための住宅建設への支援
- ・中心密集住宅地のランド・バンク事業（住環境整備）への支援
- ・鶴岡公園周辺の先端性と歴史性が調和したまちづくり
- ・鶴岡公園周辺と中心商店街をつなぐ内川周辺のまちづくり
- ・誰もが楽しく「歩いて暮らせるまちづくり」の推進
- ・担い手育成など市民のまちづくり活動支援

(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全

○施策の方向

レクリエーションの場、憩いの空間である公園、緑地の整備と保全を、市民と協働しながら推進し、緑のネットワークの形成と市民生活の豊かさの向上、防災機能の強化を図ります。

○主な施策

- ・多様な活動と地域の特性に配慮した公園などの整備
- ・市民・地域との協働・協調による整備と維持保全
- ・計画的な施設設備の更新
- ・桜など樹木の保護と計画的更新
- ・ユニバーサルデザインと防災機能の拡充

第2節 交流・連携の推進と基盤の整備

(1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進

○施策の方向

歴史的、文化的につながりの深い新潟から秋田にかけての日本海沿岸地域の各県、各都市との間で、経済や文化、学術研究、観光、防災などにおいて、地域の特性を生かしながら、相互の機能分担や連携の強化を推進することにより地域の振興を図るとともに、環日本海地域との交流を促進します。

○主な施策

- ・高速交通ネットワークの整備
- ・東北日本海沿岸地域等の自治体との連携・協力並びに環日本海交流の推進

(2) 高速交通ネットワークの充実

○施策の方向

首都圏や関西圏といった大都市圏をはじめ、日本海国土軸を一体的に構成する新潟などの日本海沿岸地域や仙台圏といった近隣地域、また環日本海沿岸諸国など海外との連携において、交流の活発化、物流の効率化を促進させる社会基盤である高速交通ネットワークの充実を推進します。

○主な施策

- ・日本海沿岸東北自動車道早期開通
- ・「あつみ温泉IC」「鼠ヶ関IC」周辺整備の検討、計画策定
- ・山形自動車道（月山道路部分）整備促進
- ・庄内空港の東京線増便と運航ダイヤの改善、大阪線の復便等国内路線の拡充
- ・羽越本線の新潟駅における新幹線と在来線の同一ホーム乗換など在来線高速化

(3) 情報社会に対応した環境整備の推進

○施策の方向

市民生活の向上や産業の活性化など、豊かな地域づくりのため、新たな情報通信技術を活用し、国、県や関係機関、民間事業者との連携を図りながら、情報社会に対応した環境を整備します。

○主な施策

- ・公衆無線LAN環境の整備推進
- ・ホワイトスペース（空き周波数帯）を活用した地上一般テレビ放送（エリア放送）等の検討、整備推進
- ・ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利活用推進
- ・公共データなどの情報の整備と利活用推進

(4) 幹線道路網の整備

○施策の方向

道路網の骨格となる国道、主要地方道、一般県道の整備を促進し、幹線道路ネットワークの強化を図ります。

○主な施策

- ・地域間の交流と物流・観光振興を支える道路ネットワークの強化
- ・主要地方道や一般県道の未改良区間の整備促進
- ・外環状道路及び都市内幹線道路の整備促進

(5) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理

○施策の方向

通行の快適性や利便性を求める道路利用者の様々な声に耳を傾けながら、高齢化社会への対応や安全な通学路の確保など、市民にとって安全・安心な道路整備を推進するとともに、安全で快適に利用できるよう管理します。

○主な施策

- ・交通弱者や高齢化社会に対応したバリアフリー対策
- ・中心部の一方通行見直しと道路整備
- ・狭あい市道の改良や安全な通学路対策の推進
- ・道路の防雪及び除雪対策の拡充
- ・橋梁など道路土木施設における長寿命化修繕計画の推進

(6) 公共交通ネットワークの確保

○施策の方向

公共交通ネットワークを維持するとともに、利便性を高め、広範な市域における市民の日常の移動手段を確保します。

○主な施策

- ・既存の民間バス路線の維持存続と地域や民間主体で行う新たな公共交通システムの導入等の支援
- ・羽越本線の利便性の向上、安全輸送の確保及び全線複線化の促進

(7) 港湾の利活用と魅力の創出

○施策の方向

船舶の安全を確保し、地域の振興化策と連携した港湾の利活用を促進し、魅力の創出を図るとともに、大地震や大津波などの災害に強い港湾整備を促進します。

○主な施策

- ・大地震や大津波等の災害に強い港湾整備の促進
- ・地域資源を活用した地域振興化策と連携した港湾の利活用の促進

第3節 安全・安心な生活基盤の整備

(1) 快適で安全・安心な住環境整備

○施策の方向

住宅施策の指針となる「住生活基本計画」に基づき、高齢者・障害者などの住宅困窮者のための住宅セーフティネットの構築を図るとともに、空き家などの適正管理及び発生抑制につながる住環境整備の推進、鶴岡の気候風土に合わせ培われてきた職人の技術・材料による快適な住まいづくりを推進します。

○主な施策

- ・公営住宅の計画的整備・保全と民間住宅活用型住宅セーフティネットの構築
- ・空き家、空き地の適正管理と利活用による良好な住環境整備の推進
- ・地域資源の活用と地域の活性化につながる住宅建設の促進
- ・住宅リフォーム支援事業の推進

(2) 住宅・建築物の耐震化の向上

○施策の方向

庄内平野東縁帯を震源とする大地震が将来発生することが予測されていることから、建築物の倒壊被害などを最小限に抑えるため、住宅や建築物の耐震改修等を促進します。

○主な施策

- ・一般住宅の耐震改修等への計画的支援
- ・特定建築物の耐震改修促進
- ・耐震改修等への相談体制及び情報提供の充実
- ・市有施設の耐震診断及び耐震化の推進

(3) 既存ストックの維持管理と有効活用

○施策の方向

市有施設については年々老朽化が進んでおり、特に大規模で設備機器の比重が高い施設で修繕や改修が必要となるものが急増することが予測されることから、必要な新增改築を厳選して進める一方、既存施設の計画的な維持改修により、施設の延命化や更新時期の平準化を図り、より多くの市民が施設を長く有効に活用できるように努めます。

○主な施策

- ・市有施設の維持保全計画策定指針の策定及び長寿命化に向けた維持管理の実施
- ・市有施設の有効活用の推進

(4) 安全な水の安定供給

○施策の方向

水道は、快適な市民生活や産業活動などに不可欠な社会資本であることから、安全な水の安定供給を行います。

○主な施策

- ・老朽化施設と管路網の更新
- ・災害に強い施設と管路網の整備
- ・被災後の迅速な復旧体制の確立
- ・組織、事務作業などの見直し

(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営

○施策の方向

公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため未普及地域の整備を推進するとともに、資源循環型社会の形成に寄与するため下水道資源を有効活用します。また、施設の効率的な維持管理を行うとともに、下水道事業の健全な経営を進めます。

○主な施策

- ・ 効率的な下水道整備事業の展開
- ・ 災害に強い施設整備の推進
- ・ 事業継続性強化のための適切な施設改築・更新事業の推進
- ・ 下水道資源による循環型社会形成の促進
- ・ 下水道経営計画に基づく事業経営基盤強化の推進

(6) 雨水対策事業の促進

○施策の方向

近年、短時間に局所的に発生する集中豪雨により、特に市街地においては道路冠水や低い土地における床上、床下浸水による被害が多発していることから、雨水対策事業の促進により浸水被害を未然の防除し、市民生活の安全安心の向上に努めます。

○主な施策

- ・ 道路側溝等の検証と対策工事の実施
- ・ 公共下水道事業（雨水）による幹線排水路の整備促進

第4節 治水と市土の保全

(1) 河川の整備

○施策の方向

近年、地球温暖化の影響と思われる、これまでの想定を大きく越える記録的な集中豪雨が多発傾向にあることから、洪水から市民の生命や財産を守り、社会基盤の安全を図るため、河川の整備を促進します。また、施設の適正な維持管理により、持続的治水機能を確保し、良好な河川環境の保全を図ります。

○主な施策

- ・ 主要河川の改修促進
- ・ 生態系や自然環境に配慮した河川整備の推進
- ・ 市民協働による河川環境の維持・保全の推進

(2) 砂防施設等の整備

○施策の方向

土石流や土砂崩れなどの土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防等の防災施設の整備を促進します。

○主な施策

- ・ 砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の整備促進

(3) 海岸の整備

○施策の方向

冬季風浪などによる海岸の浸食を防ぎ、美しい浜辺を保全するため、自然との調和に配慮した海岸保全施設の整備を推進するとともに、市民と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、美しい水辺環境づくりを促進します。

○主な施策

- ・ 海岸保全施設（堤防、護岸、砂浜等）の整備促進
- ・ 市民協働による海岸美化活動の推進

※下線部分は変更点

第1章

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

現基本計画		検討中の基本計画（案）	
第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成	第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成
第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備	第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備
第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保	第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保
第4節 環境の美化・保全活動の 推進	(1) 地球環境保全対策の推進 (2) 自然環境の保全 (3) 地域の環境美化・保全 (4) 環境教育の推進	第4節 <u>資源循環型社会の形成</u>	<u>(1) 新たな廃棄物処理施設の整備</u> <u>(2) 資源循環型社会への転換</u> <u>(3) ごみ減量化・資源化の推進</u> <u>(4) 地下水の保全・涵養と適正な利用</u>
第5節 資源循環型社会の形成	(1) 資源循環型社会への転換 (2) ごみ減量化・資源化の推進 (3) 環境に配慮したエネルギーの活用 (4) 地下水の保全・涵養と適正な利用	第5節 <u>エネルギーの地産地消の推進</u>	<u>(1) 再生可能エネルギーの導入拡大</u> <u>(2) 省エネルギーの推進</u> <u>(3) 多様な主体の参加と連携によるエネルギー関連施策の推進</u>
		第6節 <u>環境の美化・保全活動の推進</u>	<u>(1) 地球環境保全対策の推進</u> <u>(2) 自然環境の保全</u> <u>(3) 地域の環境美化・保全</u> <u>(4) 環境教育の推進</u>

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

現基本計画		検討中の基本計画（案）	
第1節	<p>こころと体の健康増進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) すこやかに生み育てる環境の整備 (2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸 (3) こころの健康づくりと自殺の予防 (4) 市民との協働による健康づくり活動の推進 (5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進 	第1節	<p><u>少子化対策の推進と健やかな子どもの育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>少子化対策の推進</u> (2) <u>子どもの健やかな成長の促進</u> (3) <u>仕事と子育ての両立支援</u>
第2節	<p>温かい福祉の地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり (2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備 	第2節	<p><u>こころと体の健康増進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>すこやかに生み育てる環境の整備</u> (2) <u>生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸</u> (3) <u>こころの健康づくりと自殺の予防</u> (4) <u>市民との協働による健康づくり活動の推進</u> (5) <u>豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進</u>
第3節	<p>障害者の自立生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者の相談支援体制の充実 (2) 障害者の地域生活支援の充実 	第3節	<p><u>温かい福祉の地域づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり</u> (2) <u>新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備</u>
第4節	<p>高齢者がいきいきとした地域の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度の適切な運営 (2) 介護予防の充実 (3) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備 (4) 高齢者の社会参加の促進 	第4節	<p><u>障害者の自立生活の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>障害者の相談支援体制の充実</u> (2) <u>障害者の地域生活支援の充実</u>
第5節	<p>健やかな子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの健やかな成長の促進 (2) 仕事と子育ての両立支援 	第5節	<p><u>高齢者がいきいきとした地域の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>介護保険制度の適切な運営</u> (2) <u>介護予防の充実</u> (3) <u>認知症支援策の充実</u> (4) <u>地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備</u> (5) <u>高齢者の社会参加の促進</u>
第6節	<p>医療の提供体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担 (2) 災害医療を含む救急医療体制の整備 (3) 医師及び看護師などの医療従事者の確保 (4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実 	第6節	<p><u>医療の提供体制の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担</u> (2) <u>災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応</u> (3) <u>医師及び看護師などの医療従事者の確保</u> (4) <u>在宅患者及び家族に対する支援体制の充実</u>

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

現基本計画		検討中の基本計画（案）	
第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実	第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実
第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積	第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積
第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進	第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進
第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究	第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) <u>伝統文化と文化資源の保存継承</u>
第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営	第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営
第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進	第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進
第7節 国際交流の推進	(1) 「草の根国際交流」活動の推進 (2) 国際都市交流の推進 (3) 多文化共生の推進	第7節 国際交流の推進	<u>(1) 多文化共生の推進</u> <u>(2) 国際都市交流の推進</u>

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

現基本計画		検討中の基本計画（案）			
第1節	持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくりと多角化 (3) 環境保全型農業の推進 (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備	第1節	持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくり____ (3) _____ (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備
第2節	森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用	第2節	森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用
第3節	安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保	第3節	安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保
第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化	第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化
第5節	新たな技術・流通等に関する研究開発の推進	(1) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進	第5節	<u>農林水産業の6次産業化の促進</u>	(1) <u>農林水産業の6次産業化の支援</u> (2) <u>新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進</u> (3) <u>地産地消の推進</u>

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

現基本計画		検討中の基本計画（案）	
第1節 地域の強みを生かした地力ある産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興 	第1節 <u>雇用の促進とはたらく力を高める人づくり</u>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 先進的な事業活動を支える人材の育成
第2節 まちの賑わいを創る産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興 	第2節 <u>地域の強みを生かした地力ある産業の振興</u>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興
第3節 はたらく力と意欲を高める人づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 先進的な事業活動を支える人材の育成 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進 	第3節 <u>まちの賑わいを創る産業の振興</u>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興
第4節 鶴岡ならではの観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実 	第4節 鶴岡ならではの観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

現基本計画		検討中の基本計画（案）	
第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり (3) 地域の個性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備 	第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり (3) 地域の特性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全
第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備 (5) 中心市街地における歩行回遊性の向上 (6) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理 (7) 公共交通ネットワークの確保 (8) 港湾の利活用と魅力の創出 	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> (5) <u>道路利用者の視点にたった市道整備と管理</u> (6) <u>公共交通ネットワークの確保</u> (7) <u>港湾の利活用と魅力の創出</u>
第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適で安全・安心な住まいづくり (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営 	第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適で安全・安心な住環境整備 (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営 (6) <u>雨水対策事業の促進</u>
第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備 	第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備

— 資料 1 総合計画後期基本計画(素案) P9～ 櫛引地域再掲 —

(3) 櫛引地域**○地域振興の方向**

櫛引地域は、農業を主要な産業とし、なかでも果樹生産にあつては庄内でも有数の産地になっており、豊かな農業資源や歴史文化資源の集積があります。これらの地域資源を生かした地域振興を図るため、フルーツの里づくり、グリーン・ツーリズムと観光の推進、歴史・文化の里整備を地域振興の三つの柱として、各種振興策を一体的に推進します。

1) フルーツの里づくり**○施策の方向**

櫛引地域の主要な産業である農業においては、水稻に加えて果樹や園芸作物、農産加工品などを組み合わせた複合農業を推進してきた伝統を有しており、特に当地域の特色でもある果樹生産振興の分野において先駆的な役割を果たします。

○主な施策**①果樹生産基盤の施設等整備にかかる支援**

くしびき地域果樹産地構造改革計画に基づきながら、国県事業等を積極的に活用し振興品種への改植や高生産性施設等の整備支援をすすめ生産基盤の安定化を図ります。

②フルーツの里ブランド化の推進

庄内地方で随一の多品目果樹産地として、フルーツの里と言えば「くしびき」となるよう、優れた生産基盤を土台に高品質の果樹生産を推進し、産直販売や加工、観光果樹園などとの相乗効果を高めながら、ブランド化に向けた取り組みを一層推進します。

③観光果樹園の拡大とネットワーク化

観光果樹園への入込客数は、体験型観光ニーズの高まりにより年々増加傾向にあり、将来に向けて魅力ある観光資源として育成を図りながら、周辺観光施設との連携を確立して、交流人口が相互に還流するネットワーク化を推進します。

④果樹生産農家の担い手育成と樹園地集積の取組み

果樹生産農家の高齢化や後継者対策として、樹園地の集積や新たな担い手の育成に取り組むため、果樹生産における受委託の調査研究や組織化、法人化に向けた取り組みを支援し、果樹生産を新たな就労の場として捉え、雇用の創出が図られるよう推進します。

2) グリーン・ツーリズムと観光の推進**○施策の方向**

櫛引地域では、農業体験を取り入れた修学旅行受け入れや農家民宿の取り組みが活発に行われているほか、産直施設や観光果樹園、自然や歴史文化などの地域資源が多くあることから、それらを有機的に組み合わせ活用することで、交流人口を拡大するなどグリーン・ツーリズムと観光を一体的に推進します。

○主な施策

①都市農村交流活動の支援

永年にわたる横浜市立青木小学校の修学旅行受け入れや、鎌倉女子大学生の農業体験学習受け入れ交流、東京神楽坂での産直販売などを通して、首都圏での各種イベントで当地域の農産物販売の機会が拡大している状況もあり、これらの都市農村交流を起点にした地域PRや農業理解、担い手の意欲喚起、農産物等の販路拡大に向けた取り組みを支援します。

②民宿村構想の促進

伝統文化と農村資源を活用した農家民宿を目指す「黒川能の里の会」が結成されており、農家民宿の拡大や資質向上研修、また、観光分野との連携を支援しながら、農業経営の安定や交流人口の拡大を図る民宿村構想を促進し、グリーン・ツーリズム実践者の更なる育成を図ります。

③ワーキングホリデーやファームステイなどの取組み支援

農家が、農業や農村生活に潤いや安らぎなどを求める方々に、ファームステイなどの機会を提供し、その受け入れで労働力確保や販売拡大などにつなげるとともに、U・Iターンや新規就農にも結びつく取り組みを支援します。

3) 歴史・文化の里整備

○施策の方向

櫛引地域を代表する文化財の「黒川能」や「丸岡城跡と加藤清正墓碑」をはじめ、各集落に伝承されている歴史文化資源の保存伝承や掘り起しなどを行いながら、地域に根ざした活動を支援し、郷土愛の育みや地域コミュニティの求心力につなげていきます。また、それらの資源を更に磨き上げ魅力ある地域資源として活用することで、交流人口の一層の拡大を図ります。

○主な施策

①黒川能における有形・無形文化財としての価値継承支援

伝承組織と連携協力しながら、黒川能保存伝承支援事業等を通じ、能役者等の後継者育成や地域住民の保存伝承に対する機運醸成を図るとともに、「黒川能面装束図譜」の発刊などによる地域内外への情報発信や、併せてデータベース化など後世への貴重な記録資料の整備を推進します。

②丸岡城跡と加藤清正・忠廣ゆかりの歴史遺産継承の取組みによる交流人口の拡大

丸岡城跡史跡公園内に、歴史遺産継承のための資料を展示公開するガイダンス施設整備を行い、これを契機にした観光振興による地域活性化や新たな賑わい創出、次世代の郷土愛醸成につなげる取り組みを推進します。

③魅力ある地域資源を地域全体で活用した賑わい創出支援

各集落に伝わる天狗舞・獅子舞等の伝統芸能や地域の祭りの中で継承されている伝統行事、また横綱柏戸記念館などの豊富な地域資源を、改めてその価値を掘り起こしながら地域全体で共有支援し、広域コミュニティ組織の形成と併せ、賑わいづくりなどの新たな地域活動につなげていきます。

櫛引地域振興計画(案)

(たたき台)

鶴岡市櫛引庁舎

目 次

1. 計画の策定趣旨	-----	1
2. 地域の特性概要	-----	2
3. これから目指す方向性(地域の将来象)	-----	3
4. 施策の基本方針	-----	4
基本方針(1) ○フルーツの里づくり		
基本方針(2) ○グリーン・ツーリズムと観光の一体的推進		
基本方針(3) ○歴史・文化の里整備		
5. 具体的な展開方策	-----	5
●フルーツの里づくり		
①果樹生産基盤の施設等整備に係る支援		
②フルーツの里ブランド化の推進		
③観光果樹園の拡大とネットワーク化		
④果樹生産農家の担い手育成と樹園地集積の取組み		
●グリーン・ツーリズムと観光の一体的推進	-----	7
①都市農村交流活動の支援		
②民宿村構想の促進		
③ワーキングホリデーやファームステイなどの取組み支援		
●歴史・文化の里整備	-----	8
①黒川能における有形・無形の文化財としての価値継承支援		
②丸岡城跡と加藤清正・忠廣ゆかりの歴史遺産継承の取組による 交流人口の 拡大		
③魅力ある地域資源を地域全体で活用した賑わい創出支援		

櫛引地域振興計画(たたき台)

1. 計画の策定趣旨

合併後、各地域においてはこれまで築かれてきた地域特性や地域固有の資源を生かしたまちづくりを進めるため、特性ある地域発展のための中長期プロジェクトづくりに取り組みました。

まず、各地域庁舎では、自然、歴史、文化、産業及び主要施策などの各地域における地域資源や地域特性、また地域の実態についての調査や分析を行いながら、これまでの活用方法等についての点検も行いました。また、新たに活用すべき資源や解決すべき課題等についても調査・検討を深めながら、重点的に取り組むべき分野や政策課題を抽出しながら、具体的に施策として推進するための個別プロジェクトを設定し、地域庁舎ごと平成20年3月に地域振興ビジョンを策定しました。

櫛引庁舎では、これまで櫛引地域振興ビジョンに基づき、地域振興を進めてきたところであり、具体的には、櫛引地域の地域振興の三つの柱として「フルーツの里整備」、「グリーン・ツーリズムの推進」、「歴史・文化の里整備」を重点的に取り組むべき政策課題としてプロジェクトに取り組んできました。

その主な取り組みとして「フルーツの里整備」では、くしびき果樹産地構造改革計画を策定し、平成21年度からは、国の支援事業である果樹経営支援対策事業による振興品種への改植やかん水施設整備などの支援事業を実施するとともに、果樹産地高度化緊急支援対策事業により非破壊性糖度計などの機材や機械導入等も行ってきております。また、ソフト面では平成22年度に櫛引地域産業振興プロジェクト推進協議会を立ち上げ、観光果樹園と産直施設、観光施設等が連携した取り組みとして産直施設内に観光果樹園紹介所を開設し、利用者の利便性向上と誘客に向けた取り組みにより観光果樹園の入込客数を拡大させるなど一定の成果を上げてきています。

「グリーン・ツーリズムの推進」では、横浜市立青木小学校の修学旅行受け入れを継続して行うとともに、それを契機に、鎌倉女子大学学生の農業体験実習の受け入れ等にも発展し、横浜市神奈川区など首都圏での各種イベントにおいて当地域の物産販売の機会が拡大している状況もあります。また、黒川地区において農家民宿開設者や新規に開設を目指す会員で組織された「黒川能の里の会」が結成され、会員研修や先進地視察、黒川能公演の機会に合わせた誘客企画を行いながら「黒川能の里ブランド」構築に向けた取り組みも進めています。

「歴史文化の里整備」では、各集落に伝承されている、天狗舞獅子舞などの発表の機会を通じた交流の場を設けるとともに、櫛引東小学校の児童が、黒川能の仕舞練習

や発表体験を通じて地域の伝統文化に親しみながら理解を深める活動のほか、伝統文化に関連した人的交流を主眼とした黒川能保存伝承支援事業を継続して行ってきました。また、黒川能の謡本の整備や、面・装束の台帳整備に加え、黒川能面・装束図録集作成事業やデータベース構築事業などへの支援を通して、未来への文化遺産継承や更なる情報発信のための記録保全活動への取り組みをすすめております。

史跡整備の面では、県指定史跡である丸岡城跡史跡公園の面的整備は完了し、残るガイダンス施設の整備は、市の歴史的建造物を活用した形での整備を検討しているところであり、また、潤いのある景観形成や日常的に芸術文化に接する機会を増やすため、櫛引西工業団地緑地にアートモニュメント「空にかける階段」の整備などにも取り組んできました。

これらの各種プロジェクトの推進は、地域振興に一定の役割を果たしてきておりますが、社会情勢や地域を取り巻く状況の変化、現在の地域の実情に照らしその取り組みを検証しながら、先に策定した地域振興ビジョンの見直しを行い、新たな地域振興計画を策定することといたしました。

このたび策定した「櫛引地域振興計画」は、鶴岡市総合計画の基本構想や後期基本計画との整合性を図りながら、櫛引地域の資源や特性を生かした地域振興をさらに推進していくため、地域の目指す方向と重点的に推進する取り組みについて明らかにするものです。

計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間とし、この計画に基づき櫛引地域の更なる振興・発展に向け、地域振興推進事業を展開しながら、地域の特色あるまちづくりを推進していきます。

2. 地域の特性・概要

櫛引地域は、東西に19km南北に16kmあり西北部に放射状に広がっている地形で、中山間地域の条件不利地域もありますが、櫛引庁舎からそれぞれの単位集落までは、車で10分程度で行くことができる鶴岡市の中では最もコンパクトな地勢となっています。

地域の主要な産業である農業においては、水稻に加えて果樹や園芸作物、農産加工品などを組み合わせた複合農業を推進してきた伝統を有しており、なかでも果樹生産においては、四季を通して多くの種類のフルーツが生産され、庄内地域では最大の果樹栽培面積を誇っています。

一方、工業振興面では昭和40年代後半から地域に3つの農工団地を造成して企業誘致を積極的に推進し、立地企業による雇用の場の創出と併せ、農工一体の地域づくりを推進してきた経過があります。

また、昭和 60 年代からは国道 112 号沿いを中心に、行政で住宅用地の分譲を行い第 11 次の分譲まで 225 区画の造成分譲を行ったほか、民間企業による造成分譲も引き続き行われており、櫛引地域の人口減少の抑制に大きな役割を果たしてきています。

地域の文化的土壌としては、黒川能をはじめとした伝統芸能や文化財、各集落に伝わる天狗舞・獅子舞等の伝統芸能や伝統行事が数多く伝承されています。これらに関連した黒川能の里王祇会館や丸岡城跡史跡公園・横綱柏戸記念館等は、近年地域の観光スポットとしての役割を果たしてきており、くしびき温泉ゆ〜Townや櫛引総合運動公園、たらのきだ이스キー場、ふるさとむら宝谷、複数の「空にかけ階段」のアートモニュメントなどの施設や、今後施設整備が予定されている丸岡城跡史跡公園のガイドンス施設も併せて、地域資源として更なる活用が期待されています。

また、果樹生産者が運営する観光果樹園は、「さくらんぼ」「ぶどう」「なし」「りんご」など種類も豊富で、その入園者も年々増加傾向にあり、農産物直売施設での販売と併せ、地域の貴重な観光資源にもなっています。

3. 地域のこれから目指す方向性(地域の将来像)

地域の主要な産業である農業は、稲作と果樹、園芸作物、農産加工品などを組み合わせた複合農業を引き続き推進しながら、地域の 3 工業団地に立地する企業等による工業振興と併せ、農工一体の地域づくりを一層推進していく必要があります。

なかでも農業の果樹生産にあっては、観光果樹園の運営と併せて行うことで果樹産地としての付加価値を高めており、その入園者も年々拡大させている状況もあります。高品質の果樹生産を基盤として、産直や加工、観光なども連携させ相乗効果を高めながら、今後とも「フルーツの里づくり」を地域振興の一つの柱として推進していきます。

また、黒川地区の人々によって五百年以上も連綿と受け継がれてきた黒川能は、無形民俗文化財として国内外において高く評価されており、鶴岡市においても全国に誇れる貴重な文化遺産となっています。また、多く集落に様々な伝統芸能や伝統行事が継承されています。丸岡城跡・加藤清正墓碑などの歴史遺産や横綱柏戸記念館、「空にかけ階段」にみられる新しいアートモニュメントなど、多様な地域資源を有しており、これらの魅力を「歴史・文化の里」として引き続き発信していきます。

櫛引地域にあっては、単位集落数が 21 と集約されてきたことから、これまで各集落と行政が直結する形で地域運営が行われてきたものであり、地域内に単位自治組織を包含する広域コミュニティ組織が形成されてこなかった経過があります。市全体の方針で、広域コミュニティ組織への支援を強化していくこととしており、今後櫛引地域に

においても、現在の21地区の単位自治組織をベースにしながら、地域の多様性を生かし住民の活力を結集して地域づくりを進める基盤となる、広域コミュニティの組織づくりを進めていくことといたします。

4. 施策の基本方針

平成20年3月に策定した櫛引地域振興ビジョンにおいては、櫛引地域の地域振興の柱として「フルーツの里整備」、「グリーン・ツーリズムの推進」、「歴史・文化の里整備」を重点的に取り組むべき政策課題としてきたものであり、この地域振興の柱は今後も継続していきます。

そこに、櫛引地域審議会からの地域振興に係る提言等も踏まえつつ、地域活力を維持発展させる取組みを引き続き推進していきます。

基本方針(1)

「フルーツの里づくり」

櫛引農業の強みである果樹生産振興を図りながら、櫛引地域を多品種の果樹が生産される「フルーツの里」としてブランド化するとともに、果樹生産者や観光果樹園経営者及び産直施設等の連携を促進しながら、果樹生産を維持発展させる取組みを推進していきます。

一方、果樹生産は従前から農家の家族労働による生産が主体であり、農家の兼業化の進行や担い手の高齢化で果樹生産の継続が困難になり、一部で樹園地の伐採が行われている状況も発生していることから、果樹産地の整備と併せて果樹園の受委託等の調査を行いつつ、果樹の生産・販売等に係る法人化の研修や生産の担い手育成に向けた取組みを行い、雇用や就労の場としての取組み拡大を推進します。

基本方針(2)

「グリーン・ツーリズムと観光の一体的推進」

櫛引地域では、長年にわたる横浜市立青木小学校修学旅行の受け入れや、この交流が縁で始まった鎌倉女子大学の農業体験学習受け入れなどが継続されており、民泊家庭や農業関係団体の協力を得ながら、地域を巻き込んだ活性化事業として展開されています。

また、観光果樹園においては、入園者が年々増加しており他の観光資源と組み合わせた観光コースの開発や連携により、更なる交流人口の拡大が期待されます。

加えて、農家民宿開設者等によって立ち上げられた地域活性化団体「黒川能の里の会」は、資質向上研修や新規開設希望者を対象とした研修、黒川能公演の機会に合わせた誘客企画や農産物販売などを行っており、地域の風土・文化・暮らし・産物等を活用した地域活性化が期待されています。

また近年文化面でも交流拡大が進んでおり、丸岡城跡と加藤清正・忠廣ゆかりの歴

史遺産継承の取り組みが、地域内の活動に留まらず熊本市や高山市の顕彰会等との相互交流に発展しています。

人口減少に伴う地域活力の低下が懸念される中において、こうした取り組みを支援し、地域内にある豊かな自然景観や多彩なフルーツなどの農作物、黒川能等農村文化や食文化などの多種多様な地域資源を有機的に結びつけ、付加価値を高めながら交流人口の拡大を推進します。

基本方針 (3)

「歴史・文化の里整備」

櫛引地域には、黒川能をはじめとし各集落に伝承されている天狗舞・獅子舞等の伝統芸能、流鏑馬や奴振り等の伝統行事、丸岡城跡・加藤清正墓碑をはじめ六十里越街道など多くの史跡・遺構があります。昭和の名横綱柏戸関が、当地の出身であることも地域の大きな誇りとなっています。また、伝統ある農業を基盤とした多様な作物や豊かな食文化があることも地域の特色となっています。

これらの価値ある地域資源を、櫛引地域全体で改めてその価値を掘り起こしながら、地域全体で共有し支援していくという形で、広域コミュニティ組織の形成と併せた新たな地域活動へつなげていく必要があり、伝統文化に触れ親しむ場を積極的に提供しながら、地域に根ざした文化活動として一層推進します。

5. 具体的な展開方策

(1) 「フルーツの里づくり」

①果樹生産基盤の施設等整備に係る支援

(ア) 国事業の活用

産地協議会により、振興品種への改植やかん水施設（スプリンクラー）等の小規模基盤整備、果樹経営の改善、作業の省力化や高品質生産に支援していきます。

(イ) 県事業の活用

さくらんぼ高生産性施設や補強型ハウス、作業機械等を整備し、産出額・収量の増大を目指します。

(ウ) 市園芸作物種苗導入支援事業の活用

消費者ニーズに応えた優良品種の導入、収穫期間の延伸・分散化、多品種への取り組みにより果樹産地の拡大・強化を図ります。

(エ) 新品種導入の検討

県の研究機関やJA等と連携し、地域の気候・土地柄に適合した新品種の導入を検討します。

②フルーツの里ブランド化の推進

(ア) 「フルーツの里」ブランド化支援事業

くしびき地域産業振興プロジェクト推進協議会の事業を市の地域活性化事業として支援し、観光果樹園の利用促進や主要な観光施設、農家レストラン・農家民宿との連携、果樹生産地の担い手育成、6次産業化などを推進します。

(イ) 果実加工品の開発と販売支援

県の機関等のアドバイスを得ながら、櫛引農工連、産直あぐり、生産者組織、企業等を通じた加工品や商品開発を支援します。

また、加工品の販売活動を支援して、原料となる果実そのもののブランド力強化につなげていきます。

(ウ) 安全・安心の果樹生産

J A、産直あぐり等を通して、引き続きトレーサビリティ、ポジティブリストへの対応を図り、安全・安心の生産体系を構築していきます。

また、県農業技術普及課やJ Aと連携し、果樹を経営類型とするエコファーマーの維持・拡大を図ります。

③観光果樹園の拡大とネットワーク化

(ア) インフォメーション体制の確立

果樹生産地帯に設置された「産直あぐり」内に観光果樹園紹介所を開設し、利用者への効率的な情報発信を行い、観光果樹園の利用促進を図ります。

(イ) 主要観光地等との連携

温泉地や主要観光地、農家レストラン、農家民宿などとの連携体制を構築し、交流人口が還流する仕組みをつくり、観光果樹園と本市観光の振興を図ります。

④果樹生産農家の担い手育成と樹園地集積の取組み

(ア) 果樹産地を支える多様な担い手の確保と経営基盤の強化

果樹産地の維持発展のため中核的な担い手の育成・確保を図り、産地を牽引する経営体の育成を支援します。また、受委託の調査研究を行いながら樹園地の利用集積を検討する取組みを支援します。

- ・ 果樹産地の法人化等の調査、研究の支援
- ・ 栽培技術や経営手法を習得するための研修制度や支援制度の活用
- ・ 高齢化や兼業化に対応できる品目や省力的な技術・機械導入への支援
- ・ 園地集積による経営規模拡大や栽培放棄園地の発生防止にかかる研究支援

- ・地域の多様な担い手が活躍できる産地づくり推進

(2)「グリーン・ツーリズムと観光の一体的推進」

①都市農村交流活動の支援

(ア) 農業理解の取り組み

農業の現場を直接見て触れて、農産物の生産現場の体験を通じて、消費者の農業への理解を醸成する取り組みを実践していきます

(イ) 農産物の販路拡大支援

都市との交流により消費者ニーズの実態把握、これまでの交流実績を踏まえ、消費者ニーズに対応できる供給体制を構築していきます

(ウ) 食文化の発信

地域の食文化を積極的に発信し、生産者と消費者の信頼関係を構築し、食に関する理解と関心の増進を図ります。

②民宿村構想の促進

(ア) 資質向上の研修

料理講座など各種研修会、先進地視察等を実施し、農家民宿経営及び農産物販売の資質向上を図ります。

(イ) 誘客企画の確立

黒川能や食文化など地域資源を組み込んだもの、農業体験を組み込んだもの等の共通宿泊メニューの開発や、会員募集広報の支援を行い、農家民宿の組織強化を図ります。

(ウ) 関係機関との連携強化

観光果樹園やふるさとむら宝谷などのグリーン・ツーリズムや観光施設、他地区の農家民宿との連携体制の構築を図ります。

③ワーキングホリデーやファームステイなどの取組み支援

(ア) 多様な取組み事例周知による実践者の発掘

ワーキングホリデーやファームステイ、援農ボランティアといった仕組みと魅力を研修する機会を提供し、受け入れ実践者の育成を図ります。

(イ) 体験研修の支援

農業技術習得とも絡めた新規就農希望者への情報発信も含め、Uターン・Iター

ン受け入れ等にもつなげる取り組みを支援します。

(ウ) 農家民宿等との連携による多様な受入体制の検討

農家民宿やふるさとむら宝谷等の宿泊施設との連携による宿泊分離型のファームステイ等の検討

(3)「歴史・文化の里整備計画」

①黒川能における有形・無形の文化財としての価値継承支援

(ア) 黒川能の後継者育成

黒川地区の学区小学校である櫛引東小学校児童への仕舞指導や発表機会の提供を通して、郷土の伝統芸能に対する理解や郷土愛を育くみ、また若い保護者の関心を喚起しながら次世代後継者を育成する取り組みを地域的な広がりにつなげます。

(イ) 黒川能の保存伝承支援

無形文化遺産に造詣の深い識見者による講演の聴講や実演など、能を通じた人的交流の拡大を通して黒川能の価値観を深め、青年や女性も含めた地域住民各層が関わることで黒川能の保存伝承に対する機運の醸成を図ります。

(ウ) 黒川能の価値の情報発信、記録保存

国や県の指定有形文化財も含めた面、装束等の写真の登載や、識見者の解説を加えた「黒川能面装束図譜」の発刊などを通して、有形無形両面における黒川能の価値を地域内外に情報発信するとともに、精密な写真での撮影記録によるデータベース化を行い、将来的な修復や更新も見据え、貴重な地域の文化資源である黒川能を後世に継承していくための資料の整備を図ります。

②丸岡城跡と加藤清正・忠廣ゆかりの歴史遺産継承の取組による交流人口の拡大

(ア) 丸岡城跡公園内の施設整備

発掘調査で確認された加藤忠廣公の館跡について、礎石の復原展示などの面的整備を行った城跡史跡公園内に、歴史資料やパネル等を展示公開し来訪者にその歴史を紹介するガイダンス施設の整備を進めます。

(イ) 歴史顕彰組織の活動支援

県指定史跡となっている「丸岡城跡・加藤清正墓碑」に関連した加藤家ゆかりの歴史を顕彰してきた組織の活動は、史跡のボランティアガイドや伝統行事の復活など、市の観光振興、地域の求心力にも資するものであることから、その活動の継続を支援します。

③魅力ある地域資源を地域全体で活用した賑わい創出支援

(ア) 天狗舞・獅子舞等伝統芸能等の発表交流機会創出

地域の伝統芸能や伝統行事は、地域住民の連帯感や地域の求心力づくりに重要な役割を果たしてきており、文化祭や水焰の能・くしびき夏まつりなど集落外での発表の場や交流の場を創出しながら、継承意欲の向上につながるよう支援します。

(イ) 櫛引の食文化を生かした賑わいの創出

地域には、王祇祭での豆腐料理や丸岡地区での鯉餅などに代表される伝統料理の他にも、貴重な在来野菜である「宝谷かぶ」や地元産そばによる「宝谷そば」など、受け継がれてきている地域の食文化があります。それらを掘り起し更に磨き上げながら、その提供や活用を行い賑わい創出に繋げていきます。